

明治廿一年九月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. IX. SEPTEMBER, 1901.
VOL. XIV.

明治廿一年五月創刊

九月二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十四年

九月二十日發行

第 四 拾 卷
第 九 號

監 獄 協 會 發 行

印刷所 東京市麹町區內幸町一丁目五番地

監 獄 協 會 發 行

第拾四卷第九號目次

- 會說 (一頁)
- 監獄士を迎ふ
- 論說 (三頁)
- 監獄定員論 小河滋次郎
- 不具少年に關する監獄問題 其四 印南於亮吉
- 臺灣監獄の景況に就て 其二 (於監獄茶話會) 簡非明倫君談話 (四八頁)
- 雜錄 (四八頁)
- 今後の監獄巡視に就て希望を述べ 浪華生
- 見聞雜感に就て (余前) 芙蓉生記るす
- 看守教習に就て 新潟 高井玉藏
- 時々のくさく (數十件) (六〇頁)
- 統計 (五五頁)
- 明治三十四年七月末日全國在監人員表 (五五頁)
- 宮城縣監獄警に於ける新入監者の教育と犯罪の關係 (八四頁)
- 寄書 (數十件) (六八頁)
- 命會の施行時期に就て 愛知縣監獄署 平民主人
- 監獄の來歴 實踐の流變 大分 佐藤久江
- 監獄判官の俸給に就て感あり 瀧貫 齋藤慶生
- 工務給與に就き吾人の疑惑 滋賀 山川白骨
- 幼年及懲治人放棄せし時在監中の行状を其父兄に通知するの可否如何 廣島 高浦源次郎 (六一頁)
- 譯 牙利國々立感化院(匈牙利國司法省出版) 中條庸君譯 (六五頁)
- 監獄法令 (數件) (六五頁)

第拾四卷第八號目次

- 會說 (一頁)
- 感化法施行規則の規定を難す
- 論說 (八頁)
- 小河滋次郎君談話 (於東京集治監獄講話會) (八頁)
- 山上義雄君談話 (於東京集治監獄講話會)
- 臺灣監獄の景況に就て (於監獄茶話會) 簡非明倫君談話 (三五頁)
- 雜錄 (三五頁)
- アスパイン氏の犯罪心理的觀察(其二) 別 天生
- 警察留置場と監獄との區分に就て 芙蓉生記るす
- 見聞雜感 (數件) (四四頁)
- 時々のくさく (數件) (五一頁)
- 通信 (五一頁)
- 長野野囚保護會概況(長野縣監獄報告)
- 島根縣瀨田、西郷兩監獄支署に於ける茶話會概況(島根縣監獄報告)
- 空知分監第十五回茶話會概況(四六居士報告)
- 秋田縣監獄茶話會概況(秋田縣監獄報告)
- 香川縣丸龜監獄支署死亡囚人供養會(同支署報告)
- 雜報 (數十件) (五四頁)
- 寄書 (數十件) (六七頁)
- 監獄協會の義務 愛知縣平民主人
- 監獄教習に就て(三池集治監獄々村若雲)
- 統計(月末現在人員表)に就て(滋賀山川白骨)
- 本朝監獄の變遷(刑事圖譜自序(讀陽堂原稿))
- 座して不測の大患を觀る(集稿(小林春象))
- 刑罰感念に基き吾人の心を醒め(今川廣吉) (八〇頁)
- 統計 (八〇頁)
- 明治三十四年四月末日全國在監人員表 (八四頁)
- 監獄法令 (數件) (八四頁)

豫約出版廣告

小河岳洋先生著

獄事談

豫約減價九拾錢

○豫約期限本年十月三十日期限後ハ定價ニ復ス○官署ヨリ申込ノ外ハ前金ニ非テレハ一切送本セス○一官署一時貳拾部以上御送本ノ個所ハ二ヶ月五拾部以上ハ三ヶ月百部以上ハ四ヶ月關聯部送テテ送金ハ着本同時ニ全額若月限ナル時ハ其一月分即日御送金ノ上第二回以下ノ月賦ハ毎月末日御仕拂テテ送金ノ節ハ郵便爲換(爲小換共必ス東京四谷支局御定ノ上四谷區愛任町二番地磁村政宮宛御送込アリタレ但監獄協會々費ト共ニ御送金ハ會計簿ノ手數ヲ要シ錯雜ノ恐レアルヲ以本文ノ如ク磁村政宮へ直接御送込テテ

本書は最近五年間に於ける先生の論文、講演、談話等にして最も有益且つ趣味多きものを撰擇纂輯したるものにして別つて監獄制度、免囚保護、及少年感化事業、並に雜部の四篇となす就中保護事業の組織成績、感化事業の方法効果、各國監獄制度の近況、萬國監獄會議の經過、各國監獄感化院等の參觀記事其他四五の論文及講演は先生第一回目外遊の調査に係り殊に多くは本年八月中の執筆に成るを以て未だ雜誌等に之を掲載せしめらるゝに至らず記事中所々に先づ生齋らし歸へらるゝ所の寫眞四十余个を加へたるを以て讀者は記事と相對照して坐ら其實景を見るの想ひあるべし今や獄制の改善、刑法の改正、感化保護

九月三十日製本
申込額ヲ以て送本
定價壹圓貳拾錢
郵稅拾六錢

專業の實施等の時機に會す當局者は勿論普く新業に同情を有せらるゝ諸士は一本を其座右に備へられんことを切望す

三井久陽君編著

◎ 巡查看守退隱料及遺族扶助料法詳解

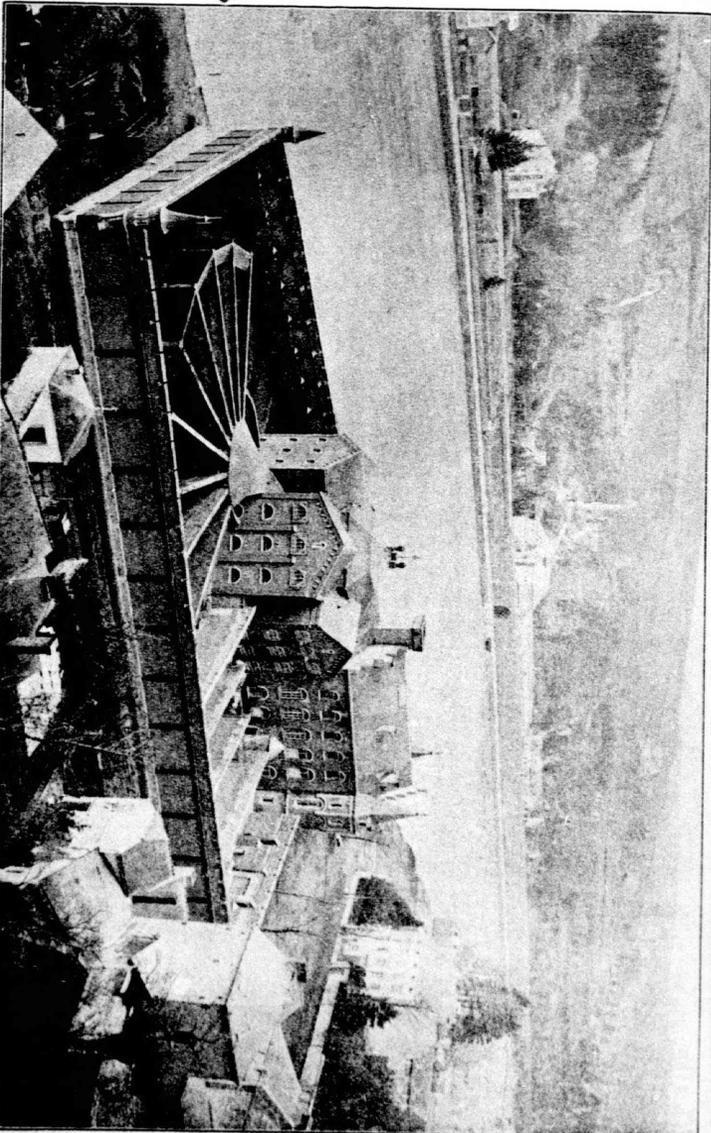
全一四六頁
一冊本製成

附 巡查看守療治料補助料及吊祭料給與令并關係法令
定價金貳拾錢郵稅金貳錢〇十部以上郵送本一個所へ金拾五錢郵稅貳錢

本書網羅する所斯法の各條に對して親切丁寧の適實の解釋を加へ之に關聯する各種の法令は細大漏さず卷中に收めて遺憾あることなし故に巡查、看守、陸海軍監獄看守、海軍警査、議院守衛及其の遺族たる者は勿論取扱官廳の當局者にありても一本を座右に置かは一は以て享有の權利を確保するを得べく他は以て處務の敏活を期するを疑はず元來本書は著者自ら執務の便を計り之を編纂せられたるものなるか爲め印刷部數固より多からず有志諸彦希は速に下名へ御申込あらんことを

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
(電話 番四二十一番)
東京市神田區南神保町十番地
(電話 本局四百四十一番)
東京書院神田支店



小河副會頭寄附

監獄協會雜誌第十四卷第九號

(明治三十四年
九月二十日發行)

會 說

○典獄諸士を迎ふ

世の所謂紳士紳商と稱する輩は銷夏の候海水浴に或は温泉に或は山間溪水に身を托し行適自在なりと雖も監獄に在官せる者賜暇の恩惠あるにも拘はらず片時も亦新社會を外にして逸出するを許さず事務執掌に餘念なし然りと雖も天候の如何は人事の能く堪ゆる所に非ず、兎角事を執るに懶く惰氣倦怠を生ずるは免かれざる所今や新涼正に漸く人体に可身神自ら躍動するを覺ゆるの時此際出で、典獄會議に列する豈又多少の快なしとせんや、

加ふるに新法相由來監獄智識を以て名ある者此新法相の前に平生蘊蓄せる思想を披瀝する職に在る者實に是れ人世の一大快事とする所にあらずや典獄會議の開催せらるゝこと例年の如く敢て珍らしからずと雖も何となく事々しく感せらるゝは即ち司法省に於ける第一の典獄會議なればなり

會同口實に諸般の意見を表示するの機關と爲り之に依ては大体意向の存する所をト知するに難からず、從來内務當局者の典獄會議に附する批評は左まで不評判にあらず殊に近來好評を博し來れるの事實さへあり然るに今回新主管省の下に集まるに於ては尙一層深く此の好評を得むことを期せざる可からず、先づ俸祿の薄非位置の低等は暫く言ふを休めよ、慎重なる態度を採て氣品高尚に多少の實驗に根拠せる有力の説を以て務めて者學の空想を排除し言々聽從すべきものあらば彼れ局外者は見て以て大に尊信の念を興起するに至るべきなり、法官は往々にして神聖なる監獄當事者を卑視し舊思想を以て之を遇せんとするの傾なきにあらず、彼に對し間接に監獄智識を鼓吹し以て斯事業の困難を覺知せしめ言ふ所悉く是れ肯綮に中るの概あらしむるは威信を維々の源泉にして俸祿權力自から茲に集注せしむるの蓋なり、秋天に於ける初雁の新聲先づ彼れ局外者をして大に懾服せしむる所あらしめよ、協會事業も亦昨年比すれば多少の面目を革めたりと謂ふを得べき、敎草創の際尙未だ整頓するに至らずと雖も年は一年に進歩の傾嚮を現はし來る、總會は正さに典獄諸士滯京の日をトして之を開催すべし、請ふ席を拂つて諸士を迎へむ

論 說

○監獄定員論

小河滋次郎

之を大にしては一集治監、一地方監獄、一拘留監、一留置場之を小にしては一監房、一工場、一食堂、一教場、一教誨堂、渾べて豫め此に收容すへき相當の定員を設け置き、萬々已むを得ざる場合の外、努めて其の定員を超過せしめざることを治獄上の要訣たり一人にても又假令ひと時なりとも定員を超過せしむることは諸々の不規律を醸生するの源たることを忘るへからず。

今や監獄費調庫支辨となり彼我相融通の道開けたるを以て本省に於ては全國各監獄本支署の構造及び地理交通の便否を審案し甲に餘まれる者を以て之を乙の足らざる所に補ひ丙に適せざる者を以て之を丁の同種集禁の便ある所に移す等の工夫を凝らし豫め一監獄拘禁囚徒の定員を定め、超過は勿論成るべく著るしき不足をも許さざることを必要なり、監獄の定員既に確然不動のものたるを得るときは監房工

其其他監獄内部の諸建物に於ける收容人員の如きも常に規定の程度と過不及なからしむるを得べきなり是は獨り遇囚規律の確保を期する上に就て必要あるのみならず又一般監獄の行政上殊に經理上の設備及び監督の上に於て至大の便益あるを信す所謂監獄拘禁囚徒定員なるものは普通計算上に用ふる豫算人員なるものとは其の意義を同ふせず従つてまた其の算出の基礎を異にせざるべからず豫算人員は最近三年若くは五年間の平均人員を以て之を定むべしと雖も監獄の定員は少くも最近十年内外の間に於ける最多拘禁囚の員數を標準とし社會變遷の實況立法行政及び司法將來の傾向等を斟酌考量して以て之を定めざるべからず豫算人員は一時的のものたるに反し定員は繼續的少くも十數年を持久すべき性質を有す監獄行政の局に當る所の者宜しく監獄經理上定員と豫算人員との區別あるを知り且つ之れを區別する所以の必要を了得せざるべからず

各監獄本支署の定員を設くる場合若くは新たに監獄を建築せんとする場合の如きすべて所謂全國囚徒の定員なるものを標準として之れが設計を立つるを要す其他監獄各般の官吏殊に戒護吏員の如きも亦た各監獄規定の定員に據て之を配置するの得策なるを信す

監獄にあつては其の實際收容する所の現員が規定の定員に對して多少不足即ち幾分の餘裕あるは寧ろ常態の事に屬す歐洲各國に於て通觀する所亦た皆然らざるはなし之れに反し我國に在つては往々にして定員を超過するの場合少しとせず思ふに控訴院所在地の監獄殊に拘置監の如きは殆んどすへて規定の……概定の……定員を超過するの現況ならん普通八百人内外を程度とせる警視廳鍛冶橋監獄署に於て俄然千二百人内外を收容したるの結果一監房四疊半數に過ぎざる面積内に平均九人の多數を拘禁するの止む能はざるに至りたるか如きは實に極端も亦た甚しと謂ふべく宜しく監獄沿革史上に特筆大書し置くべき現象なりと信す

我國に於ける所謂定員なるものを見るに其の算出の基礎頗る漠然にして殆んど一の憑據する所なしと謂ふも可なり従て各監獄に收容し得る定員と稱する所のもの或は一疊一人の割を以て算出する者あり或は六疊三人の割を以て算出する者あり或は三疊と四疊半たるに論なく苟も分房と定めたる所のものは盡く一人のみを拘禁するの標準に據つて算出する者あり或は之に反して囚人監と拘置監たるを問はず必要離隔の設備を度外に測き漠然唯た疊數又は坪數を以て算出の用途となすものあり甚しきは則ち單純に曾て幾百若くは幾千人を拘禁したるとあるの實例あり

るか故に已むなくんは則ち是を以て本監收容の定員となすも可なりと放言して憚るとなきものさへなきに非ず是に至ては則ち我國の監獄は恰も護謨の如く伸縮一に當局者自在の方寸にありと謂ふも誣言に非ず護謨監獄の存在する間は遺憾ながら監獄改良を口にするの權を有せず中央監督官廳が豫め各監獄拘禁の定員を算出するの基礎即ち準則を定むるの必要あるは姑らく擱き余か監獄直接の常事者に望む所のものは諸君は宜しく先づ其の管理しつゝある監獄現實の内容的諸般の關係を精察し之を監獄則其他遇囚上必要諸條件(分房階級規律衛生教養等)と對照審案して實際其の設備に適當と確認したる收容人員を算出し是を以て之を其の監拘禁の定員たらしめんことを請求すへし千人を減して八百人となり八百人を減して五百乃至六百人となり五六百の平均人員を減して二百若くは三百人の少數に降るも吾れに於ては則ち毫も爲めに損益を感ずる所なし權力の消長と云ふか如きは我れに於て何かあらん要は則ち遇囚の適實を期することに於て我か職責を全ふするの道を得れば則ち足れり己れの本領は飽くまで強硬に之を主張し主張若し容れられずんは暗涙を吞んで姑らく監獄改良の前に緘黙を守るの外なきなり余は此に監獄内容的諸般の關係と謂へり故に工場規模は監房に收容し得る丈けの人員を適當に配

置し得るの廣さを有し病監、教誨堂等亦た渾へて之れに副はさるへからず若し夫れ單に監房に收容し得る人員を基礎として其配置の定員とせらるゝか如きことありとせんか當局者は須らく之れに適當する工場其他の設備を請求すへし要求容れられずんは更らに定員の減少を請求すへし何事に限らず根據ある請求は十分強硬の態度を取るの必要あること勿論なり此くの如くにして始めて護謨監獄の漸減を我國に見ることを得んか

一時は監獄改良の木鐸とまで激賞せられ兎も角改良史上に一新紀原を開きたる由緒ある北米合衆國の監獄制度か年を追ふて漸々退歩の傾向を示し今日に於ては幾んと改良以前の舊態にまで逆行せる實況なりとの酷評を受くるに至りたるに就ては固とより種々の缺點あるに由るへしと雖も其の到る所に護謨監獄の多きを見るか如きは蓋し識者をして此の酷評を餘義なくせしむる最も重なる事相なりと信す試みに其の二三の例を擧ぐれば紐育市の近郊に建設せる「シンシング」と稱する監獄は固と晝間雜居夜間分房の目的を以て設計したるものにして能く此の目的を達せんか爲めには凡そ千人内外の收容者を以て程度とすへし然るに時としては殆んと二千に近き多數を收容し少くも千五百を降下したるとは稀有に屬す(昨年五月余

か本監視察當時の現在員は千二百人なりき此くの如きは累年の統計に依て之を見るも極めて稀有の少数に降りたるものなるを知るへし故に所謂夜間分房と稱する所のものも實際に於て眞に一人のみを拘禁するもの甚た少く甚たしきは一房二人を拘禁するものなきに非ず概して米國に於ける監獄當局者は一房二人を合禁することを以て平然毫も意に介せざるの風あり些事ながらも是れまた米國監獄制度の特色なりと謂ふへし其の三人以上を拘禁するの監房夜間分房に充つべきを見るに空氣の流通極めて悪しく狹隘不潔恰かも沿岸通ひの小蒸汽船に於ける下等船室の光景なり又米國唯一の模範監獄—感化監獄—と稱する「エルマイラ、レホルマトリ」の如きも最初五百の收容人員を目的として設計したるものなるにも拘はらず竣工開監以來漸々其の收容者を増加し八百人となり千人となり終に一昨三十二年三月の調査に依れば千五百十人の多數現員を拘禁するに至れり尤も人員増加の必要に應じ漸次建増等に依て最初の規模を擴張し今日に於ては寢室即ち夜間分房の數凡そ千二百五十餘を有すと云ふ故に本監に於ても亦た一房二人以上を合禁するもの少からず但し表面上第一級に屬する囚人に限るの規定なり其他又滔々たる俗論跋扈の間に立て北米全土僅かに獨り分房制度の正義を執つて動かすと稱せらるる「ベ

ンシルバニヤ洲に於てすらも其の歴史上最も有名なる「フキラアルフヤ」分房監獄の實況を見るに現に有する九百五十の分房に對し實際に於ては即ち平均千二百内外の人員を拘禁せり護謨監獄の多き此の二三の實例を以て他を類推するに足るべしと信ず、

千八百九十八年(明治三十一年)發布の獨逸監獄法綱領の第五條に曰く

新ニ分房ヲ建鑄スル場合ニアツテハ通例少クモ二十二立方メートルノ空氣容量及ヒ一平方メートルノ光線面積アル窓ヲ有セシムルノ設計ナルヲ要ス又夜間及ヒ休憩時間ニ限リテ拘禁シ又ハ刑期二週間以下ノ不就役囚ヲ晝夜拘禁スル所ノ監房ハ少クモ十二立方メートルノ空氣容量及ヒ二分一平方ノ光線面積アルヲ要ス但シ窓ハ凡ヘテ少クモ其半ハヲ開閉シ得ラル、ノ構造タルヘキモノトス晝夜多囚ヲ雜居セシムル所ノ場所ニアツテハ囚人一人ニ就キ十六立方メートルノ空氣容量ヲ以テ標準トシ雜居寢室ニアツテハ通例一人ニ就キ十立方メートル以上雜居工場ニアツテハ一人一就キ八立方メートル以上ノ空氣容量ヲ以テ標準トスヘシ

聊か以て各監獄收容の定員を算出するの参考となすに足らんか尤も我國に在ては

氣候習慣等の關係上歐米各國に比すれば幾分か餘分の空氣及び光線の供給を必要とする事情をも省察せざるべからざるは勿論なり

余は此際監獄當局者に向て一の希望ありと謂ふは他に非ず諸君は差向き先づ各監房及び各工場に就き其の適當と認められたる收容定員を算出し相當必要の分房若干を豫備すべきは勿論なり現員と共に其の定員を以て監房及び工場の前に掲出し置かれんこと即ち是れなり尙ほ又實見する所往々にして監房工場に於ける配置人員の平均を失し或は多數の空房あるにも拘はらず之を利用せずして一方にのみ過度の填塞あるをも顧みざるか如きものあり別異法施行の必要上多少の不平均あるを免かれざるは勿論なりと雖も此點に就ては當局者に向つて特に慎重の注意を加へられんことを切望せざるを得ず而して此の注意は數ひて裁判所留置場は勿論警察留置場までも之を推し及ぼすこと必要なり蓋し小監獄又は留置場の如きは之を無責任なる下級官吏に放任するの結果單に其の取締の便利苟安を計るか爲めに最も此の弊に陥り易すきの恐れあるを以てなり

〇不良少年に關する監獄問題(其四)

印南於菟吉稿

入監の結果は必らず出獄自由の時あるを想はざる可からず、少年者の最も危険なる時期は則ち其の刑期の満了したる日に在り、在監の各囚人は其の年齢の長幼を問はず満悦有望を以て出獄の日を迎ふと雖も焉んぞ知らむ社會の各方面は彼に對して最も危険なる打撃と困難とを與へ以て苦境に陥らしむるものなるを、囚人の一小倭房内に閉居修養し來りたる心性は到底外部社會の荒き風雨に堪ゆべきに非ず彼等の自由を得るや否や幾多の誘惑は一曾其の勢力を逞ふして襲ひ來り放免者は之に反抗するの力だになく終に非命の死に斃るゝ者頗々として憂なからず然るに之に冠するに再犯の汚名を以てす、彼等の心情を酌來れば豈また悲しむべからずや、縱令短刑期の者と雖も監獄内の單調限局なる生活を營み行爲の自由は種々の方面よりして擧げせられたる者は一朝自由の光に遭ふときは迷眩せざるを得ず、格言に曰く奴役は如何なる形態を有するとも人をして自由に向つて不適當ならしむと宜なるかな言や強硬なる心情を有する普通良民に在つてすら同一の境遇に置かしむれば

尙且然り、况んや心性の薄弱なる囚人に於てを、監内に於て如何に方正紀律の心性を修養したりとも自由社會の烈風強雨は彼等を顛踏せしむるや必せり、其の獄を出つるや驚喜の餘り善後思慮の分別なく夢幻の間に時日を消費し醉人の如く躊躇彷徨、克己の精神は漸次消へ失せ、新に正良の民たるに必要なる資格を獲得するの前途、早や既に刑法桎梏中の入たる者概ね皆然らざるはなし

一般犯罪者殊に少年犯罪者の出獄危険の時期と稱する者は所謂出監後數週間なりとす、若し安全に此期間を経過するに至れば多くは災厄を免かれたる市民と爲るを得べきなり、此等の事實は監獄遇囚法を決定すべき關鍵にして治獄の任に當る者須臾も忘る可からざる重大の事項なりとす、入監は決して出獄の囚人をして不適當の性格位置に置かしむべきに非ず、若し出獄後斯の如き不當の結果を惹起すべき監獄生活ありとせば是れ實に監獄主要の目的を愆りたるものと謂はざる可からず、茲を以て少なくとも出獄の日に際しては懲苦の度を限制し自由の行動を與へ出獄後準備の地を爲さしむるを要す、擧止の抑壓限制は漸次刑期の進行に伴ひ之を寛和に爲すを要すべく、意思的行動は漸次之を擴大するを要す、事實監獄内に於て自由の行動を採らしめんとするは絶對的不能にして之を以て社會必要の際に於ける準備として

ても殆んど無効なるべしと雖も是れ監獄に免かる可からざる弊失として監獄に在つては宜く先づ此原則主義を確守する所なかる可からず

囚人處遇の方法に於て囚人は實に在監中放免の日あるものなることを豫想せざるときは即ち刑罰にして放免後の不適當を來すの虞あるときは刑罰は犯罪に對する制裁と爲らざして却て犯罪増加の媒介たるなり、例へば今茲に六箇月の懲役囚ありと假定せよ、若し此囚人にして放免の際自由社會に出で身神上不健康の爲めに生存競争場裡に立つこと能はずとすれば六箇月の刑期は何等の効を奏することなく實に入をして習慣犯者に陷害せしむるの具たるに終はるべきなり、刑罰の峻嚴は其の内容と期間とに依つて之を維持することを得、然るに期間にして比較的短期なるときは左程害悪なき犯人を驅て習慣性たらしむるの虞あり、吾人の所謂習慣犯者と稱するものは多くは監獄自體の製産物にして罪囚處遇の方法に於て宜きを得ざる結果のみ、監獄紀律の整否は實に監獄内に於ける囚人の行爲に依て之を卜知し得べきに非ず、出獄の後果して良民に復歸したるの事實あるや否やを檢索し始めて之を知り得べきなり

殊に假出獄の制度は不良幼年囚に向つて多大の効力を與ふ、假出獄は自由と監獄と

の中間に位し進歩極まりなき自由社會に立つの地を爲すものにして直ちに放免するが如き危険の虞あらざるなり然りと雖も假出獄の効果を以て完全ならしめんと欲せば宜く先づ其監督の權をして免因保護會社に一任せざる可からず、免因保護の設備なくして假出獄を許すは龍を畫て眼睛を點せざるものに似て終に或は龍たるを得ざるに至るべきなり、若し夫れ普通刑法に於て監視の附加刑を採用すとせば幼年囚に向つては之に代ゆるに慈善團體の監督に置かしむるを要す監視刑は一層幼年囚に對して不適當なること從來の經驗に徴して明らかなり予は此の如き慈善團體の手を以てせば罪囚を減少せしむること敢て必ずしも難事に非ざるを信ず論稿茲に至つて大に冗長を感ずるが如しと雖も予をして暫く尙不長少年の未決拘留の場合に就て多少の論述を許さしめよ、此點に於て實に予の切論せんと欲するもの已決の場合に於けるよりも甚だしきものあればなり

我國に於ては幼年者は成年者と同じく其犯罪の輕重禁錮以上に就て謂ふのみ、被告人の狀態如何に關せず一切之を羅して監獄に投ずるの事實あり、法文も亦爾かく規定し別に幼年囚に對して除外例を設けず、茲を以て幼年囚の犯罪あるや先づ以て未決監に投じ多くの場合に於ては犯罪輕微なるが爲めに未決拘留の期間短小なりと

雖も時としては一審二審三審等長期の拘留なきに非ず重罪に係る場合は暫く論外とするも十四歳以下若くは十六歳以下の幼者輕罪を犯したる場合の如きは其兒童將來の安全を保たしめんが爲めに成るべく入監せしめざるの方針を採るを要す、即ち入監は最後の要求と爲さざる可からず、然らば審問に要する時日は幼年犯罪者の處分をして如何すべきやの問題起るは必然なり實際に於て捕縛するや否や直に即決し得べき場合あるべし又數日を要することあるべし此最後の場合に關して歐米諸國今尙考案中に係り適當の措置なきを憾とす、或は感化院に收容し或は一二警察付屬の宣教師の下に依托する等の手段を施こし一定の措置あらざるなり

未決拘留の第一期は即ち警察留置場に留置することは是なり多くの場合に於て各犯人は警察留置場の房戸を潜らざる可からず而して留置場の状況や實に彼の如く甚たしきものあり、一房三四人を拘禁し老幼の區別さへなく時としては兇悍の徒初學の輩と起居を同じふし監督また甚だ鹵莽に失す、第一期の拘禁は須らく注意を與へざる可からざるに此の如き状況あり、予の未決拘留を避くるの理由先づ第一著に茲に在り、未決拘留にして若し避くる能はずとせば留置場は宜く分房の構造ならざる可からず殊に監獄支署なき地の留置場に在つては最も然りとす

兒童の兩親にして相當の者たりとせば犯罪あるも尙之を成るべく兩親監督の下に置かしむるを要す唯今の兩親をして宜しく責任の重大なるを感知せしむべし然りと雖も不適當なる兩親の許に置くは非なり此點に就ては須らく審究する所あるを要す兩親にして不適當なるか又は全く存在せざるときは歐洲に在つては警察宣教師等の如き慈善團體の下に交付するとなきに非ず又場合に依りては警察官吏一人等に交付することあり或は職業場に交付することありて地方の状況に依り必ずしも一定せず職業場に未決幼年者を置くの一點は夙に大なる非難の存する所にして從來の因習今尙之を改むるに及ばず而かも又適當の收容所なきを以て假りに此等の貧民と群居せしむるのみ歐米諸國刑事學者の幼年囚に意を注ぐこと年々益々篤きが故に近き將來に於て此點にまで文明の惠澤を及ぼすことあるべきを信じて疑はず

(完結)

○臺灣監獄の景況に就て

其二

(於監獄茶話會)

筒井明倫君講話

うれから現今の臺北監獄の實況を一寸御話致しますが、是は甚だ不完全であるので、恰ど南門と云ふ所の脇にごさいまして清國時代の兵營になつて居つたものに假に修繕を加へて監獄として居る、うれから段々在監人の増加するに隨て明地に監房や工場を建増致しましたものでありますから配置と云ひ構造と云ひ實に見苦しい監獄になつて居ります、隨て戒護者等は非常に要する又多くは臺灣の木材を以て建築したものでございませうからして非常に薄弱になつて居ります、先づ第一戒護者を要し第二非常に薄弱である、でございませうからして現今の有様では所謂戒護者を以て増壁と爲す、斯う云ふ極く危険千万の監獄になつて居るのであります、それから作業の事に就て御話致しますが、臺北監獄に於きましては現今は裁縫工五十人前後は外部より素品を持込みまして依頼致しまして拵へまするのであります、靴工は二十人前後官工にて重に學校等の依頼を受け製造致して居ります、それから瓦工は全くの官工であります、それから木工は官工で又外部より素品を持込みますれば調製致します、それから鍛冶工は受負になつて居ります、それから米搗工は官工であります、其他外役囚が二百三四十人あります、此外役囚の一半は地均し又は物品の運搬に従事し他の一半は今建築に要します煉瓦に從事して居ります、一面に煉瓦

の型抜を爲し仕上を爲し一面は煉化釜を築く斯う云ふことになつて居ります。其他炊夫掃除夫等の外は皆職工になつて居ります。ア職工が大部分を占めて居ります。先づ概して申しますれば此作業は内地と比較しますると非常に劣等の位置にあります併し此作業は非常に困難である。ナゼ困難かと申しますると相當の作業を興し之を官工と致しますには大に費用を要します。又適當な受負人を求めましたも中々割合に困難であります。それはどう云ふ譯かと申しますると、先づ臺灣で最も大きな商人は三井物産會社等もございます。し大倉組もある。あゝ云ふ大きいものは監獄作業の受負には手は出しませぬ。其他の商人は多くは皆内地の食ひ詰者が多い所謂一攫千金万金を賭して居ると云ふやうな者が多い。中々監獄の作業などに手を出して收利を永遠に期すると云ふやうな者は殆どないでございます。からして適當の受負人を發見することが出来ないのでございます。から臺灣の監獄の作業の發達を圖りまするには非常に困難であります。先以て遊ばして置かねで手足を動かして居るのは幸である。と云ふ位になつて居ります。それから私は尙將來に於きまして此煉瓦を官工と致しまする考であります。是れは第一に官工と致しまするに付て建築費を以て煉化釜は勿論諸器械等も支辨し得れば經常費を要すること少く且つ向ふでは大變

煉瓦を製造致しまするには便利なことがある。それは臺灣の土は何れの場所も皆煉瓦に適する内地では随分煉瓦の土を求めまするに困難であります。が其點は實に便利であります。且石炭等も安い。内地の石炭の現今の相場は分りませぬが煉瓦に要しまする石炭は大抵壹萬斤三十圓内外で買ひ得まするやうであります。から臺灣の物價としては石炭も安い。それから販路はどうかと言ひますると今諸官衙の建物は随分行はれて居ります。が此建築は早晩ないものと致しまして。島人は多くは土塊の家に住んで居る。金持は煉瓦造に住んで居ります。が多くは土塊であります。臺灣も段々發達するに隨て煉瓦造に改造されることは今から分つて居る。それで此煉瓦は比較的安く出來て幾ら澤山拵へても將來販路の點には尙も益支ないことを私は確信して居ります。から將來臺北の監獄に於きましては煉瓦を以て官工として大に擴張し工錢の少ない職工を減少しやうと云ふ考であります。それから次に衛生上の事を概略御話致します。が先づ臺灣には疾病死亡者が多いと言はなければならぬ。随分多い三十二年頃のもの三十二年頃の死亡者は臺北の監獄のみで百五六十人前後に達して内地と對照しますると非常に多い。どうかして此疾病死亡者を減少したいと云ふ考よりして段々衛生上の注意を致し又改良を加へました。が幸

に昨年は大に減少致しましたので三十三年は四十九人しかなくつたのであります。それから三十一年三十二年頃は疾病者も大抵平均四十人前後あつたのであります。昨年に至つて二十人前後に減少致しましたのであります。又本年に於きましては死亡者は昨年の今頃よりも減少致しまして又疾病者も十二三人前後に減少致しましたのでございませうが本年は私が此方らへ参りました後に監獄に「ベスト」が發生したと云ふ報告に接しました本年は此「ベスト」の死亡者等を入れましたならば或は昨年よりも増加致すかも知れませぬが是はどうも己むを得ないことであると考へます。それから衛生上どう云ふ點に注意を加へると申しますると、第一に食物である、食物には不十分ながら生命保健食糧表の成分を標準と致しまする所の献立表格らへ、それから健康因と病因とを區別して殊に材料は成る丈安く且つ精撰致しまして、臺北監獄では菜代は一日二錢五厘を目的としてあります。三錢までは出來ますが併しながら此材料を買いますることゝ材料を撰擇致しますることに注意するは大に必要と思ふて是は内地と異なる點はない。縱へ此菜代を増加致しましても此購求致しする點と材料を撰擇致しまする點が不十分でありますれば到底往かぬと思ひまして精々注意を加へてやつて居ります。それから是は内地と同様でございませうが臥具

等は必ず晴天の時分は日光に乾燥させる。向ふの臥具は内地の臥具よりも大變便利です。毛布であります。暑い時分は毛布一枚寒い時分は二枚を與へます。乾燥致しまするにも大變内地の蒲團とは違つて非常に便利であります。それから掃除夫を澤山入れて清潔法を充分にやる。それから飲料は水などは決して飲ませぬ。湯を飲ませる。衣類等は始終二十人位洗濯夫を置いて間斷なしに洗濯して且つ多少穢くなつた物は熱汽消毒をする。熱汽消毒の出來ぬ物は田原氏の消毒法を用いて必ず是をやつて居ります。さうして此衣類に就ては實際困難のことがある。氣候が劇變する例へば朝は綿入の二枚位着なくては寒いけれども晝時分になると單物で暑い。斯う云ふ氣候の劇變する所で朝は非常に顛つて居る。さうして獄衣を澤山與へる晝後は暑いと云ふて曾脱いて仕舞ふ。其與へたり引上げたりすると云ふとは多數の囚人でございませう。から實際其點は困難であります。それから疾病であります。臺灣は御承知の通り「マラリヤ」地方病のある所でございませう。内地の「マラリヤ」とは大に違ふ極めて悪性であるのであります。幸に監獄では「マラリヤ」は極めて少ない土人が多い爲めであらうと考へます。……「マラリヤ」の出來まする重なる時期は先づ十一月頃から三四ヶ月頃多くは寒い時分に出來る。其次は腸胃病是も割合に多い。先づ「マラリヤ」と腸胃に關す

る病氣を内地と比較すると先づ多い方であり、それから更に一寸御話して置きますことは向ふでは疥癬が非常に多い、是は熱帯地方の人は概して皮膚が非常に弱い、又内地人も向ふに居りますと必ず皮膚が弱くなる、是は熱帯の爲めであらうと考へますが隨て皮膚の抵抗力が非常に弱はる疥癬などの傳播の速なること實に恐るべきことである、でございませうからして毎日臺北監獄にもきましては藥湯を立てまして順次間斷なしに皮膚の弱い者若くは疥癬に罹つた者を入れて治療を加へて居る、若も少しでも怠りますと忽ち疥癬患者が蔓延致します、是も一寸内地と違つて居ると思ひます、それから梅毒です、梅毒も非常に猛烈である、マア内地の梅毒で申しますと一期二期三期と斯う云ふ順序があるさうですが臺灣の梅毒はソノナ風に往かぬ非常な猛烈なものである、横痃などは梅毒であるか何んだか知りませぬが、是などは内地では左程重い病氣ではないが、臺灣では中々重い或は横痃の爲めに生命を落す者も随分ある、又生命を落さぬでも全癒致しまするには三四月を要する、斯の如くで梅毒は非常に恐ろしいものであります、隨て監獄などでは此梅毒等には一層注意して治療を加へさせて居るのであります、

それから器四上最も困難でありますのは言語であります、所謂啞と啞との寄合のや

うなもので實に是には非常に困難します、御承知の如く内地の監獄では入監の當時には看守長が遵守事項を充分示してそれを各監房に假名を附けて備付て置くのでありまして、併し中々假名も讀めない者もある、又入監の際に一遍遵守事項を示されても中々覺へ切れない、刑を執行しつゝある内に物に就き事に觸れ戒護者が言語を以て之を教えるので自然に先づ覺へると云ふ風になつて居る、然るに臺灣ではそれが出来ぬ啞と啞との寄合であるから出来ぬ、トウ、何も覺へないで過ぐる者が頗る多い尤も土語で通譯致しました小冊子は監房に備へてある、けれども多くは監獄に参ります者は苦力と稱へまして極く下層の人間でありますから眼に一丁字ない者が多いからして言葉が分らぬ、斯う云ふのでありますから何も教へる時機がない、又戒護者と時々衝突を起す、戒護者は自分の命令訓諭を彼が守らないものと思ふことがある、然るに彼の方では何も分らぬから戒護者が少しでも手荒なことでも致しますと向ふでは必ず只一時に無理なことをすると思ひて必ず激昂する看守にも尤のことがあり四人にも尤のことがある、さう云ふことは時々あります、それから内地に於きましては典獄などが監房や工場を廻りましたとき機に投し訓諭を與へることある、此訓諭は或場合には非常に勸化上効を奏するとは實驗上ある、然るにど

うも通譯は居りますが一々典獄の廻る時分に通譯を引つ張つて行く譯に往かぬ通譯も相當に事務があるから……實に此點は遇囚上に非常に不便であります、それから假出獄若くは賞票を與へます時分に通譯を以て典獄が訓諭致しまするとを彼等に示すけれども、どうも通譯を経ては巧く性かぬものです、感じが甚だ薄い、一例を舉ぐれば女囚に賞票を與へます時分に内地の女も居る彼等は涙を流して感動して居るけれども土人の婦人は通譯に就て訓諭しても少しも感じた者はない、全体親屬との關係は幾ら下層の人民でも向ふの者は内地人より餘程密着であらうと思ふ、多少孔孟の教を守つて居る、それで親屬の關係は寧ろ内地人よりも餘程密着である、其者が親屬との關係を通譯に依て話しても毫も感じた模様がない、縱へ感じる者があつても極めて少ない、斯う云ふとでございませうから甚だ困つて居ります、臺灣總督府に於きましても上は典獄より下押丁女監取締に至るまで土語に通じなければならぬと云ふ趣旨に依りまして頗る土語を奨勵して居ります、看守等には土語に通じまする者には毎月相當の手當を給して研究せしめて居ります、私なども實驗上どうしても言葉に通じなければならぬと云ふので此土語研究を奨勵して居ります、看守等には毎日非番の時は一時間若くは二時間を通譯に依て研究せしめて居ります

が、中々むづかしい、且つ土語に二色ある、随分奨勵はして居りますが容易く覺へられるものでない、是が言語の上に就て遇囚上非常に困難なるものであることを御話して置きます、

其次は髪であります、向ふては御承知の如く支那人が移住したものでありますから辨髮である、監獄則施行細則に依りますと規律上必要と認める場合は典獄が是と短薙することを得る、斯う云ふことは内地の規定と同一になつて居りますが、律令にて此辨髮を保存することになつて居ります、ソコヲ施行細則の法文は空文になつて居りまして實際此辨髮は保存されて居ります、此律令を以て辨髮を保存せしむる趣旨を考へますに先づ斯うであらうと思ふ第一に土人は辨髮を非常に惜むる是を監獄にて強制的に短薙致しますると彼等は非常に苦痛を感じるであらうと思ふ、髪を切てさう云ふ苦痛を感ぜしむるは過酷に失するであらうと云ふのが一の理由、第二には政署上の希望として一般民に辨髮を切らしてさうして風俗を變ずると云ふことは政署上の一の希望であらうと思ふ、然るに囚人より髪を切らせますと一般の民の斷髮の上に關係を持つ斯う云ふツマリ遠い考であらうと思ふ、是は先づ私の想像、ツマリ斯う云ふことからして監獄でも短髮を禁じて居るけれども本人から

ない弱のやうな物を年中喫つて居る。又泥足の儘寝る。斯う云ふ譯で實に不規律千萬の人民である。それに初めは晝間は一回も出来ない監房に居る内に大便を達せしむると云ふ制限を設けましたが彼等には非常に苦痛を與へ隨て此制限を努めて破らうと致しました。彼等が妨害致しました。大變儀ない話になります。一番困難致しましたのは風呂に大便をやられるノアありました。全體風呂場は不完全の構造で小さいけれども二十人位宛一回に入れるのであります。朝は大抵三時頃から起して火を焚かせる。うれに浴槽が小さいもので順次入れる斯う云ふ方法になつて居る。然るに一番異つ先に這入つた奴が其浴槽中に大便を漏しどうも中々困つたさうすると、後と他の者を入れることは出来ぬ。其日の入浴を廢止する。斯う云ふ風になるもので廿人も一度に入れるから誰が漏らしたか分らぬ。前後斯う云ふことが三回あつた。是非に非常に困難した。又其次には下利に罹りましてどうしても大便の制限を守ることに出来ぬ。斯う云ふ者は醫務所に連れて來て醫者に診察をさせる。それから許す。斯う云ふことをやつた。然るに殊更に醫務所に達する前途中でやることが頻々ある。おれが非常に工合が悪いもので後との掃除に困難する。重にさう云ふ風にして妨害を試みた。然れども屈せずしてやりました。三四ヶ月の間に習慣も付きました。現今では

其制限は行はれて居る。初めは晝間は一回も往かぬと云ふことに致しましたがどうも酷のやうに考へましたからして晝餐後に一回斯う云ふ風に致しました。それで現今は此制限が能く守られて居ります。

それから談話です。談話なども全體不規律の人民でありますから、どうも非常に談話をやります。又談話の言葉が分らぬ。何を話すのか一向分らぬ。拘置監の如きは殊に甚だしい。私は先年警視廳に居つたことがあります。其時分には随分警視廳の拘置監なども騒がしかつたが、それより一層甚だしい隨分雜沓を極める。それで談話禁を發しまして是は存外効を奏しました。一ヶ月位にして先づ拘置監は餘り甚だしくないやうになつた。然りながら囚人の方はどうも作業にも關係があるものであります。から無用の事を談話させぬことは、まだ充分行はれて居りませぬが拘置監又は談話禁は充分行はれて居ります。

それから南京虫が非常に多い土人は此南京虫には左程弱はらぬ。習慣になつて居るから、内地人は非常に弱る。段々是も研究致しまして驅除致しましたが、内地でも或監獄では南京虫が発生したことがありまして隨分困難したと聞きました。が初めは熱湯を以て驅除しましたが熱湯の透らぬ所は往かぬので、向ふには「ボテ」と云ふ物がある

是は漆喰のやうな物で、其南京虫の出る穴を塞ぐ、それが宜いと云ふこととてやつて見
 ましたが塞ぐことの出来なへ所もあり且つは弊害が起つた、在監人が小さい物をそ
 れを刺して包蔵する、さうして又元のやうに塞いで置く、斯う云ふ弊害があるからし
 て是も往かぬ仕舞には樟腦油が非常に効を奏する、斯う云ふことでございませうが、此
 樟腦油は總督府の一手販賣になつて居りまして小賣等も出来ないものであるから
 是を得るに一寸手数を要します、ソコ樟腦油に容ほ類似しました樟腦油がある其
 樟根油に依て現今驅除して居ります、是は年中間断なしに順次各監房を驅除して居
 ります、是も臺灣監獄の厄介物であらうと考へます、それから臺北監獄には幸いのこ
 とには蚤と云ふものは居ない、是が大變宜い、蚊は澤山年中居る處にも元日の餅を蚊
 帳の中で食つたと云ふことが分かる、私の方は左程でないが或場所では年中蚊帳が
 要る、蚊帳は偶まには釣らぬこともありませうが蚊は始終居るのであります、
 それから暴徒逃走是が臺灣には非常に多い、此事を一寸申上げますが、全體私の考へ
 まするに、逃走なり暴徒なりが多いのは第一戒護者の不注意である、戒護者の不熟練
 である、斯う云はなければならぬことは勿論である、第二には監房や工場其他の營造
 物が極めて薄弱極めて不完全である、斯う云はなければならぬのであります、併しな

がら私の考へまするには他に重なる原因が必ずある、其重なる原因は何かと申
 しますると監獄以外の良民が皆彼等に同情を表する、是が暴徒若くは逃走の多き重
 もなる原因であらうと思ふ、戒護者に抵抗して戒護者を斬殺して脱獄する、然るに内
 地では逃走者等がありました時分は是を捕縛致しまするには随分良民も或場合に
 は加勢することがある、又加勢致しませぬでも囚人を保護するなど云ふことは毫も
 ない、然るに向ふでは矢張内地人を他國人と云ふ感念がまだ去らぬものか若くは自
 分の同國の者とても考へて居るものかして、其人を知つても知らないでも必ず保護
 する、忽ち着る物を貸したり自分の家に隠したりする、ソコで監獄を出て少し経ると
 獄衣は途中に捨てられて居る、それから多分此所を通過して逃走したに相違ないと
 云ふて其所に百姓か何か居る、それから、斯う云ふ囚徒は何所に行つたかと聞きます
 と知つて居つても知らぬと云ふ、斯う云ふ風になつて居る、ソコで監獄外の人民は皆
 彼等の味方である、是が即ち彼等が監獄を出ればモウ大丈夫であると云ふ感を始終
 懷いて居りますからして是が暴徒若くは逃走の如き大原因であらうと考へて居り
 ます、で暴徒を豫防致しまするには他に途がないけれども必ず主謀者があるやうで
 ある、此主謀者を早く發見するが必要である、ソコ少しにても暴動の帷むべき者は

監房を遠ざけて隔離して仕舞ふのが一番大事のこと、考へまして戒護者等にも一般に其趣旨を以て訓示して暴動の恠しい者は用捨なく隔離することにして居ります。それから彼等が暴動致しまするには必ず看守の帶劍に着目する看守が少しでもほんやりして居ると其劍を奪つて看守を斬殺するさうして暴れ出す斯う云ふのが是までの暴動の順序になつて居ります。で看守の劍柄は如何なる場合でも左手を以て緊握する、決して是は忽せにしてはならぬと云ふことになつて居ります。此緊握することは内地の監獄も同一でございませうか殊に臺灣の監獄では其必要を感じて居ります。それから内地の監獄では餘りございませぬが重罪囚には縦へ構内でも連鎖を着ける是が非常に危険でありますから、已むを得ない、先づ暴徒を豫防する上に就きまして重なる注意はコソナことにして居りますがそれでも兎角暴徒はあります。逃走も右同様でツマリ外部に應援者がある、且つ内地人よりも遑つて居る所がある、土人は下層の者は徒跣である足の皮が非常に厚い、ソナ敏原でも徒跣で歩く隨て非常に早い、ソコア逃走者があると是を看守が追跡する、めつたに捉めたことではない、どうしても走ることには敵はぬ是が先つ土人の長所になつて居ります。それから内地人と土人と雜居せしむる方が宜いか又は内地人と土人とは別々に拘

禁した方が宜いかと云ふのが臺灣の監獄の一の問題になつて居ります。で私は内地人と土人と雜居せしめた方が宜いと云ふ意見を以て實際現今でも雜居せしめて居るので、其譯は内地人と土人と一所に拘禁して惡いと云ふのは畢竟個人的の遇囚の上から起つた論と思ふ、成程言語も通じない又風俗習慣人情等も異なる人民と人民とを雜居せしむるならば彼に苦痛あることは是に苦痛がない又は是に苦痛の多いことも彼に苦痛が少なかつたりすることがありませうツマリ苦痛の平均を欠いて刑の公平を失ふ斯う云ふ議論になる、其議論は尤である、尤であります。其個人的の遇囚などと云ふことは餘程進歩した監獄の話で將來の方針は其所に採らなければならぬのであります。臺灣の監獄などは、まださう云ふ所に達して居らぬ、且つ縦へ達して居つて幾分か其刑の公平を失ふの害があるとし、まして雜居せしむるのは非常に利益がある、其利益はどう云ふ點であるかと申しますと、前にも御話した如く彼等には多くは遵守事項も覺へる時機がない、然るに内地人でございしますと言語も通じ又刑を執行しつゝある内に段々教へるから内地人は幾ら無智でも獄則等を覺へることは土人よりも早い又覺へ易い、でございしますからして雜居せしめて置きますと内地人を彼等が模範にする利益がある、それからモウ一つは内地人の言

語の分らぬ者でも雜居させて置くことと逃走若くは暴動其他犯罪等のことを舉動の上
に知ることとも出来るから内地人より密告されまして未然に防いたこともある、さう
云ふ利益があつたのでございませうから、私は多少の非難は受けて居りますが矢張現
今の状況では内地人と土人と雜居せしむる方が大に利益がある斯う考へた、で其非
難を省みず現今實行して居ります、
段々御話したいこともありませうが餘り時間も長くなりませうから先づ此位にして置
きますが、終りに臨んで私は一言此監獄協會其ものに希望がある、それは斯うです、我
臺灣總督府におきまして徒刑囚を三池の集治監に移送する斯う云ふ議があつたの
です、私共非常に同意であつた、然るに總督府に於きまして段々三池の集治監に交渉
し又主務省に交渉したさうでありませうが、三池の集治監では監房其他の設備に於て
差支ない斯う云ふことださうでございませうが、主務省に於て多少議論があつて今
に其運びに至らぬ、私は此主務省の議論はどう云ふ議論であるか、それは分りませぬ
が、此臺灣の徒刑囚を三池の集治監に移送することに就きまして是を不可として反
對して見ましたならば、私が假に反對論者に立つて見ましたならば、第一臺灣で狂暴
を逞ふし非常に持て餘した者を態々内地に送つて寄越して内地の良民に恐れを與

へることは甚だ宜しくないと云ふやうなこと、第二には此流刑制度は歐洲で實行の
末に失敗したツマツ此制度に類似したことをやることは得策でない、第三に徒刑囚
は島地に派遣することの規程はある、然るに臺灣の一の島より内地に徒刑囚を送る
ことは法律に抵触する、第四には此炭坑事業は元來行刑の上から云ふと甚だ好まし
からぬ事業である、段々是を縮少せぬければならぬ、然るに臺灣の徒刑囚を三池など
に送つて來ると増加することになる、然れば此縮少し廢止すると云ふ方針に抵触す
る、先づ私が是を不可とする反對論者ならば斯う云ふ、で私が又是を贊成する論者に
代りて見ますれば此反對論は毫も價がない、第一危険である、良民に危懼を與へると
云ふやうなことは毫も恐るゝに足らぬ危険ではない、最も安全である、ナゼと申しま
すると前申上げた如く彼等が暴動し逃走する重なる原因は監獄の四面皆我保護者
である味方であると云ふが重なる原因であると思ふ、だから其地を遠けて三池の集
治監に置けば爰で暴動しても言葉が通せず風俗も變つて居る、縦へ監獄を逃げたか
らと云ふてどうも仕様がなない幾ら下層の人民であつて智識が薄弱でありまして
其位の考は同じ人間であるから持つて居る、して見ますれば臺灣に置けばこそ狂惡
であり實に危険であると言ひますけれども是を内地に持つて參りますれば實に安

全の最も謹慎の四人になるとは明かであらうと私は思ふ、それから第二には歐洲で流刑制度に失敗した成程佛蘭西等では或殖民地に囚徒を送つて將來に望める殖民地の地價等も下り段々良民も他に移つて仕舞つて將來望める殖民地を棒に振つて仕舞つた話を聞いて居る、併し是は方法が悪るい満期の者や特赦等の者で監獄を出ました者を其土地に置けばこそさう云ふ結果になる、然るに臺灣と九州とは一帯帯水の地である、必ず刑期満限特赦假出獄者は元の臺灣へ送還すれば宜い又四人も希望である、故に此流刑制度も方法に依て悪るくなり方法に依ては差支ない佛蘭西のは送還するに非常に困難で土着した斯う云ふのが重なる原因を爲して居ると思ふ、臺灣と内地とは僅かのである、之を移送するも又送還するも何も差支ないです、此流刑制度も方法に依て決して心配するものでないと云ふとは私は信じて居ります、第三に臺灣と云ふ島より内地に送る成程内地と云ふ感念を持つて居ればさうである、けれども九州も島である、又其島の大小廣狹は容易く判定する譯には往くまい、兎に角對等の島である、島から島に移すに何の差支もない、又徒刑囚を島地に派遣すると云ふ理由は危険だから逃げられない所に遣る斯う云ふのが法律の精神であらうと思ふ、そうしますれば危険なる島より危険でない島に移すならば法律の精神に

に違つたものである、私は斯う思ふ、第四に炭坑事業は此行刑上の要求する所の作業ではない、斯う云ふ議論だ、成程是は尤である、然れども三四年前典獄會議のあつた時に三池集治監典獄長屋氏が其點に就て充分説明して居る、三池の炭坑が悪るいとすれば三池集治監の作業は何を以て代へるか且つ段々今は改良を加へて行刑上差支ない衛生上にも最も注意を加へて居る斯う云ふことは確かに聞いて居る、又其後主務省より巡閲し若くは調査したるとは度々あらうと考へますが御承知の如く監獄の作業は行刑上の不都合を顧みずして只工錢の多きを目的とするものではない、果して行刑上に大不都合があるならば今頃は廢して居なくてはならぬ筈である、然るに益々炭坑事業が盛大になつて居る所を見ますとは是は極端なる論者が監獄の作業に不適當と云ふのであつて實際縮少するの廢止すると云ふことは出来得べきでなからうと思ふ、私は反對論者に向て斯う云ふ意見を懐いて居るのです、又臺灣の徒刑囚を移送しますに就ての利益は莫大のものである、第一に臺灣の危険がない、臺灣に危険がないならば即ち帝國の幸である、且つ私の實驗する所に依りますると土人は非常に力が強い先づ石を運搬したり穴を堀らせるやうなことは内地人の二倍は仕事する、でございますから炭坑などのことには最も適當である、で臺灣の往

刑囚を假に五百人と致しまして今臺灣で實に工錢の少ない藝工に就けて置く奴を轉じて三池の炭坑に従事せしめましたならば其工錢の増加と云ふものは實に非常なものであらうと思ふ、五百人の一ヶ月の工錢に致しました所て莫大のものにならうと思ふ、さうして此工錢は單り國家の利益のみではない即ち囚人個々の利益になる、相當の工錢を貯蓄させて他日其民に復さしむるには非常な利益を與へる、さうしますれば國家の經濟上に利益を得る而已ならず囚人にも非常に利益を與へることである、それから又臺灣より三池に移送しましたり三池より臺灣に送還致しまするには往復の旅費を要する、成程随分要するであらうけれども是は斯う云ふのを加減したら餘り差支なからうと思ふ、臺灣は御承知の如く官吏の俸給は非常に高い其他凡ての物品は内地よりも非常に高いものでございますからして其臺灣の高い費用を減じて内地の安い費用に充てますれば細かに計算はしませぬが大抵間に合ふと思ふ、ツマリ斯う云ふ利益があるのであります、で本會は官民の間に立つて監獄の改良を圖り監獄の利益を増進すると云ふのは即ち本會の本領であらうと思ふから、斯の如き大問題を輕忽に附さないで本會に於て充分に研究してさうして國家に貢獻するの義務があるであらうと思ふ、それで私は此事を充分に本會に於て研究されて

國家に貢獻せられむことを切に望むのであります、大變長い事を御話して甚だ恐縮でございます(拍手起る)

雜 錄

○今後の監獄巡閲に就て希望を述べ

混 華 生

監獄行政の效果如何は即ち監獄巡閲として頻次之を行はしむるにあること口素より論を待たざる所にして現行監獄則は既業に監獄巡閲官なるものを認め廳府縣長官は毎年一回以上、主管大臣は隨時其所屬の官吏をして全國監獄を巡閲せしむることを規定せり、而して従前に在ては主務省より派遣せらるべき監獄巡閲官なるものは概ね參事官又は書記官をして之に當らしめしと雖も明治三十一年監獄局を設置し監獄事務官なるものを置きたる以來、監獄巡閲官は多くは監獄事務官をして之に任せしむることとなり従來比較的監獄事務に經驗な

き官吏の巡閲よりは有効且適實の巡閲を遂ぐることになりたるは予輩の確信して疑はざる所なり、殊に客年府縣監獄費國庫支辨法施行以來監獄事務官を増員し今年又更に二名の監獄巡閲官を設置するに要する經費豫算を帝國議會に請求したる結果、従來監獄事務官の定員二名なりしを更に二名増員して合計四名の監獄事務官を監獄局に配置することとなりたり、故に想ふに監獄事務官四名の内二名は即ち監獄巡閲官の代名詞にして此二名をして今後専ら全國の監獄巡閲の任に當らしむるに相違なかるべし、果して然らば今後は一層進んで全國監獄の巡閲を勵行せらるゝに至るべきは亦素より論を待たず、是れ實に我國に於ける監獄事務刷新の爲め洵に喜ぶべき現象と云ふべし、故に予輩此際當局主務省に希望する所は今日以後の監獄巡閲は従前の如く只單に視察の秘密巡閲に止めずして訓諭誘導的、監獄巡閲たらしめんことを欲す

るにあり、換言すれば即ち既往の監獄巡視なるものは巡視官に於て調査すべき事項も一定せず、善し其巡視の事項に就き之を主務大臣に復命するに於ても其巡視の結果に就き表面當局者に訓示若くは改頁事項に付注意を與へたりと云ふを聞かざるのみならず巡視中當局者に多少の缺點若は注意の到らざるものありと雖も之に注意を促かし若くは改頁せしむる等の場合は殆んど稀有なりと云ふにあり殊に亦在監人の情苦の如きも只之を聽取するに止め現場に於ては勿論假令復命後と雖も其結果に付何等の指示命令を發したるを知らざればなり是れ即ち予輩は從來の監獄巡視に慊然たらざるなきを得ざる所なり、何となれば監獄巡視なるものは即ち監獄行政の監督機關にして巡視中發見したる缺點若くは誤謬は之を指摘し、之を補正せしむるの手段を採らざるへからざるは勿論、在監人の供述する情苦の如きも其事項の當否輕重に依り適當の判斷を與へ其訓諭すべき之を訓諭し又其戒飭すべき事項に就ては當局典獄に戒飭を加ふる等、公明正大に巡視の効果を全ふせしめんことを

要すべければなり、世間動もすれば監獄行政の真相を知悉せざる結果、往々其の誤解を招き易く且今日未だ監獄改頁に向て社會人士の同情を寄することの比較的冷淡なるものあるは畢竟監獄の實況を社會に紹介するの機会なきに職由する所以にして是等誤想者の迷夢を撓破せんには此際宜しく監獄巡視の考課報告を官報に掲載し以て汎く監獄當局者并一般社會に公示すること彼の文部視學官の學事報告に於けるが如くするに若くはなし、監獄は即ち刑罰執行場にして公開の官衙にあらざるを以て何人にも狼狽に參觀を許すべきものにあらざるは勿論なりと云ふと雖も巡視上調査したる事項に就き其支障なき程度に於て之を公示するに刑に何等の不都合なるを知らざるなり、而して事の尙も機密を要する事項に至ては予輩強て之が公示を強ゆるものにあらざること當局者に於て豫め諒し置かれんを望む

○看守定員令の改正付雇員押
丁の全廢に就て

看守定員令改正の件は不日召集せらるべき典獄會議に向て諮問案として付議せらるべしと云ふ、而して其諮問案の如何なる哉は予輩未だ之を詳悉するを得ずと雖も現行の看守定員令は其算出標準を毎年度の在監豫定人員に依り、毎年度豫定在監人員は前々年度以前三ヶ年度平均人員に依るとなるを以て毎年度豫定在監人に差異あるは素より免かるべからざる事實なると同時に其結果として看守定員の上に毎年異同を生じ一旦教習を経たる比較的良看守を以て満たされたる監獄も年度交替の際に當りては據なく幾分の看守を免黜せざるべからざることとなり一面又之と同時に從來計畫施設し來りたる事業も止むなく之を縮少するの餘義なきに至るのみならず當該看守自身に在りても常に不安の念を抱き職務に對する忠實を缺くの嫌なきにあらざる殊に亦今後は是非免者に對しては退隱料一時金を給與せざるべからざるは姑らく止むを得ずとするも兎角老實適任の看守を失ふの虞あり一面には更に亦其翌年度に至りては在監豫定人員増加を見るときは之に伴ひ増員したる新募看守に對し

更に新に教習を施さるべからざるは素より數の免かるべからざる所なり、善し縱令新募看守に對し制規の教習を終ふると雖も新任看守は常に老巧なる四人の爲め醜弄輕侮せらるゝ所となる等其弊害不利實に枚擧するに遑あらずなるなり、是れ即ち現行看守定員令の缺點にして曾て監獄當局者の苦心の存する所も亦多くは以上の數點にあり世間或は在監人の直接戒護の事務に膺る看守は在監人の移動に伴ひ毎年其定員を増減する素より當然なりと云ふと雖も監獄の構造、建造物の配置如何に依り在監人員の上に百人若くは二百人内外の差異を生したれば逆直之に伴ふ看守を減するは容易の業にあらざるのみならず一面亦其反對に百人若くは二百人内外の在監人に増加を見るあるも在監人十人に對し看守一人の割を以て是非之を増員せざるべからざる必要は予輩斷して之を認むる能はざるなり、殊に亦況んや監獄作業の施設如何に依り在監人に些少の増減を生ずるとあるも當初よりは適當の看守を配置せし足れるに於てをや、然るに現行の看守定員令は只其算出率を在監人の異動

に採り之に多少の取除法を設けありと雖も除外例は可成其適用の範圍を限局せざるへからざるより所期の特置看守を配置すへからざるの結果は勢、監獄作業の縮少となり、又は檢束の實質を缺くの餘義なきに至るの弊は從來予輩の屢々當局者より耳聞する所なり、殊に亦監獄を以て紀律の府となす側より之を觀察するも監獄の事務に従事する吏員にして監獄書記看守長及び看守の外種々の名稱を以て雇傭せるもの多きは監獄紀律の當を得たるものにあらざるのみならず看守は單に在監人の檢束戒護の任に當るの外監獄に關する庶務計算の事務に従事せざるの結果は監獄全般の事務に慣熟せざることとなり同しく監獄に屬する事務の内就き在監人の戒護事務と庶務計算の事務とは全然相隔絶し融和一致を缺く弊あるは嘗て予輩の憂慮する所なり故に此際看守定員令を改正し監獄の大小、構造の適否、即ち監獄建造物の配置、監獄作業の實況等を斟酌査覈し適當の定員を配置し之を以て數年据置とし毎年其定員を變更せざらんことを改正するを要すと云ふにあり、而して亦是れと

同時に從來の雇員若くは押丁等の吏員を全廢し監獄の事務を擧げて典獄以下書記看守長看守をして之に當らしめんとするにあり、尤も今日の監獄雇員なるものは比較的重要な事務を採りつゝありと雖も其責任に至ては實に輕きものにして押丁の如きは之れより一層無責任の地位に在るものと云ふも予輩は其過言にあらざるを信せり、何となれば現在押丁の職務は單に看守の助手となり監房の閉閉、在監人の押送若くは刑事被告人の看護に従事するに過ぎずして能く單獨に其任に當るへからざる性質のものに屬すはなり、果して然らば今日の押丁なるものは實に看守の當然取るべき職務の一部を補助すると云ふに過ぎずして之に換ふるに看守を以てするに誰か之を否定するものあるべき道理あることなし、現に從來と雖も集治監又は數多の地方に於ては既に數年來押丁を全廢せるに拘はらず別に何等の支障なきを以て之を觀るも押丁は實に監獄に於て無用の長物と云ふも決して謬言にあらす、是れ即ち予輩は監獄の雇員及押丁を全廢し看守を適當に増員し其定員を數年間据置き

と爲し監獄の紀律を確保し行刑の實効を擧げしめんとを希望する所以なりとす、而して其看守定員の配當并設置割合の如きは尤も精密に全國監獄の實況を詳悉したる後にあらざれば容易に之を定むる能はずと雖も事理に於て既に之を是認せらるゝ以上は亦強ち難事なりとせざるべし、予輩の想像する所に依れば現行の看守定員令は之を改め勅令を以て全國監獄に向て適當に配當すべき總計人員のみを定め各府縣の定員は司法大臣に於て之を定むることとし、更に他日在監人の上に異常の増員を見ることあるときは在監人百人に對し看守十人の割合を以て臨時に増置することを得るの道を開き置かば後日に至り何等の支障なきのみならず從來當局の犯憂否眞憂は充分之を匡することを得へきを信す、而して其据置定員の多少及毎府縣の配當定員に就ては予輩當局者の査覈精査に之を讓ることとするも亦不可なげん監獄當局者夫れ之を如何と爲す

○見聞雜感に就て

(承前)

芙蓉生記るす

七、在監人の増減付刑事被告人の滞獄 予が今回巡回したる四五の監獄は刻下何れも在監人減少の趨勢にして殊に或地方の如きは比較的要地の監獄たるに拘はらず刑事被告人は僅に二十餘名に過ぎずして本年一月以降最少の時季に於て該監獄本署に拘禁したる刑事被告人は實に僅かに六七名に減せしとありと云ふ、果して然らば單に刑事被告人の減少を以て直に犯罪の増減なりと見做す能はざるのみならず季候の寒暄は大に與て犯罪の増減に關係を及ぼすものあると一面、亦裁判進行の如何は忽ち刑事被告人の増減に密接の關係ありと云ふと雖も予輩の聞く所に依れば全地方は當り刑事被告人に止まらず囚人其他の者に在ても全様年々漸減の現象を呈しつゝありと云ふ、果して然らば現時に於けるか如く社會生存競争の度、日に月に益々劇甚を加ふるあるに拘はらず以上の如く在監人の減少を見るは寔に國家の爲め喜ぶべき現象に

して之を以て直に犯罪の減少と見做す能はざる迄も國家社會の漸く進歩するに從ひ各種の事業の發達興起する結果は尠くとも一時犯罪種族の傳播増殖を防護するに足るべきものあるを予望は信して疑はず、現に予か觀察する所に依れば下層勞動者の需用多き地方に在ては生活上の困難は年々多少其度を高むるありと雖も必らず勞銀の騰貴之に伴ふを以て役々として勞役に服することを辭せざる下層民に在ては取て之に介意するに足らざるのみならず寧ろ生活上多少の餘裕を存する結果は、犯罪に餘義なくせらるゝの俾蓋漸く尠きは予望何れの時代に於ても其軌を同ふすべきなることを信せり、是れ即ち予か前に掲出したる地方の如きは全く之を事實に徴して證明せられたるものなりと云ふも決して誣言にあらざるを信せり、然りと雖とも以上は單に犯罪を偶發性の側より觀察したるに過ぎずして彼の先天的、犯罪種族とも云ふべき習慣性の犯罪者に至ては社會上の現象も何等の關係を有せざるのみならず寧ろ却て文化の發達するに從ひ犯罪手段の上に更に巧妙を加ふるものあり

るを見る、現に予か前に在監人の減少を喜ひたる地方の如きも再犯以上の者の數は實に百人中尙は六十七八人餘を占むるといふなり、依是觀之るときは全國在監人の減少は國庫財政上一應喜ぶべき現象なりと云ふと雖も習慣的犯罪者の數は却て反對に漸進増加を見るは即ち取りも直さず監獄に於ける刑罰執行の効果既に薄弱にして能く監獄行刑の目的を達したるものと認むる能はざるなり、近年我國に於ける監獄制度は非常に改良を加へられたりと雖も其奏効の甚だ顯著なるものありざるを嘆ずると同時に現今行はれつゝある監獄改良に其聲の高き割合に其改良事項は概ね區々たる法令若くは末節に拘泥したる改良に過ぎずして根本的に犯罪の矯治に關する改良事項を忘却したるものにあらざるなきやに就き疑なきを得ず以上は即ち予望が監獄當局者として同人社會に訴へ論者の誨を請はんと欲する所にして茲に尙予の所感を述べれば教育の犯罪に至大の關係を有するものなることは曾て先輩の誨を聞きたる所にして而して予か今回の巡回に依て以て教育と犯罪と密接の關係を有

することを證明するを得たり例へば今日尙は僻遠の地方に至ては教育の普及未だ甚だ不完全にして事理を辨別するの智識亦甚だ乏しく若は習慣の情風尙未だ覺めざるより殺人、放火等の大罪を容易に遂行し恬として顧みざるが如き事實あるは要するに無教育の結果にあらざるべし、殊に予が今回巡回したる地方は概して僻遠の地たりしを以て道義廢頹の極、風俗漸く卑猥に趨き其結果、私生の嬰兒を壓殺し若くは嫉妬怨恨の極、無雜作に他人の家屋に放火する等の然かも重罪を取てして辭せざるが如き事實の多きは予望の窘感して措く能はざる所なり是等は畢竟一は地方惡習慣の餘弊なりと云へ亦以て無教育の餘弊終に茲に至らしむるものなるを信ず

と一面亦審理敏捷の餘弊或は無辜者をして冤罪に泣かしめ雪辱の期なきに終らしむるものなき也は予が巡回中窃かに杞憂を抱きし所なり

八、在監人の給與及衛生死亡 監獄事業中近時著しく進歩改良せられたる事項はと問へば予は在監人の食糧及衛生の普及に其指を屈するに躊躇せず、而して其結果として在監死亡者の著しく減少を見るに至りたるは既に統計の示す所にして何人も疑を存せざる所なり殊に在監人の健康を保全するの必要且適切の事項たるは自由刑日體の然らしむる所たるに相違なしと謂ふと雖も要するに舊時封建時代の牢獄に於ては犯人を改良せんより寧ろ之を疾苦せしめ之を懲苦し若くは社會より犯罪人を驅除せん爲め非常に慘劇の刑罰を執行し來りたる反動にして加ふるに維新以來歐米の文明主義順に輸入摸倣せられたる所謂二鵝の現象に隨伴したる結果にあらざるべし、惡制度の改善、善美なる文物の輸入素より厭ふ所にあらざるのみならず予望は進んで歐米の改良主義を摸倣實行するに吝なるものにあらざると雖も予望の信する所に依れば在

刑事被告人の滞獄に就ては近時裁判の進行何れも比較的敏速にして特種の事件を除くの外甚だしく長期に渉る滞獄中のもの比較的尠なきは監獄經濟上尤も喜ぶべしと雖も就中裁判所職員の交迭移動等の爲め然かも輕微單純なる事件の審理漸々遲延し其結果、滞獄の久しきに亘るもの往々之れある

るものなるを信ず

監人の給與即ち衣食住の三者に宜しく其國狀に適
應せしめざるべからざるは勿論尙進んで地方的狀
況及習慣風俗の如何を斟酌し漸次に改良の歩武を
進むるにあらざれば折角の良制美法も土地と時代の
異なるに依り往々之を弊用せられ易きものある
を顧みずんばあらざるなり、卑見に依れば近年監
獄改良の聲と俱に在監人の給與及遇囚諸般の事項
は著しく改良を加へられたりと雖も予の疑問とす
る所は或は在監人の諸給與比較的良好に過ぎ其
地方地方の民情、風俗、若くは下層細民の生活の
程度に凌駕するの懸念なきや否と云ふにあり、近
時何れの監獄に就て之を見るも在監人の身體は概
して肥満豊類にして能く健康を保全し得らるゝの
みならず寧ろ却て入監以前に比し其體量を増加し
十全なる發育を助長せるものあるを見る、想ふに
今日の囚人を以て封建當時の憔悴枯槁、蓬頭鬢面
の在獄者に比較し來れば蓋し思半に過ぐるものあ
るなるべし、在監人の衣食住に於て既に以上の如
きものあるに引換へ廣く眼を他地方の監獄に放て
ば今日尙粗食、弊衣保健上甚だ懸念に堪へざるが

如き地方も亦乏なきにあらざるべく、彼是比較對
照し來れば今日全國在監人の給與は種々の點に於
て甲乙地方に依り大差、厚薄あるを免かれざるも
の多きは蓋し事實なりとす、果して然らば之を平
等にして遇囚の權衡を得せしむるの法、果して如
何と爲す、曰く宜しく今日の如く區々たる法規の
頒設せられんより寧ろ之を監獄の主體たる典獄の
裁量に待たざるべからざるを信せり、頃日在監人
の菜代(一日一人何程と金額を以て定めたる規定
制限を廢し給與の食糧物即ち蔬菜、菽麥、魚肉等
に就き一定の給與分量を定むべしとの議論さへあ
りて至極好個の考案なりと雖も是れ容易に定め得
べき事にあらざるのみならず其給與食糧の基礎を
保健食糧に探らんと欲せば在監人の食糧は今日よ
り更に大に進歩して以て其極却て奢侈の流弊に陥
るなきやを保せざるに至るべし、之を要するに
予輩は今日在監人の諸給與は地方に依り其權衡を
失するもの多きを信ずると同時に可成其給與の程
度を第一個人的の身體關係に採り先以て其地方に
於ける下層良民の生活に準據せしめんことを欲す

と云ふにあり、現に予の實見したる監獄は食物其
他諸給與の度合に於て粗々其中庸を得たるものな
るべきことを信ずと雖も假りに若し是れより一層
其給與を豊かにするものありとせば予輩は寧ろ監
獄に彼等罪徒の爲め樂土視せらるゝに至るなき
やを嘆ずると同時に之が注意方を當局者に勧告
せざるを得ず、尙終りに一の特筆すべきは監獄衛
生普及の結果、何れの監獄も病者死亡者の近年著
しく減少したること是れなり、是れ偏に當局者の
注意の到れるものなることを予輩は感謝せざるを
得ず

九、在監人の別異 今日我國の監獄に對して動も
すれば世人の批難を受け易きは罪囚の感化改良上
の奏効甚なきより寧ろ却て監獄内に於ける罪惡の
傳播を恐るゝにありて狗鼠の小盜も一たび監獄の
門を潜るときは種々の犯罪手段に付罪惡老巧者の
教習を受け終に其結果習慣犯者に惡化するもの多
きを憂ふるにあり、是れ實に一理ある事にして予
輩當局者の眼より之を觀るも未だ是に對し十分辯
護説明の勞を採るの辭なきを悲まざるを得ず、近

時監獄制度の改良に伴ひ當局者は夙に分房制の利
なることは之を曉知せりと雖も然かも全國に於け
る總ての雜居監房を悉く一時に分房監に改築せん
ことは鉅萬の資を要し到底遂行すべき事項にあら
ざるを以て臆制上在らゆる手段を講究し法文に明
記するに至りたるもの即ち在監人の監房別異法な
りとす現行監獄則は囚人、懲治人及刑事被告人の
内に就き罪質年齡犯數に就き嚴に其監房を別異す
ることを規定し尙進んで行狀及身分の異同に依り
之を區別すんことを努めつゝあるは要するに罪惡
の傳播を豫防し併せて改良感化を助長せしめんと
するにあらざるはなし、然るにも不拘今日尙多く
の監獄に於ては此監獄則の規定すら之を勵行する
能はざるの實況あるは畢竟監房の不足若くは構造
の不完全に職由するものにして素より止むなき事
實なるが如しと雖も幸に多少の分房を有する監獄
に在ても其別異法の適實に行れざるが如き嫌ある
は予輩の平素痛惜に堪へざる所なり、分房制度の
雜居制に優るは即ち同囚間の惡交を杜絶するにあ
るに拘はらず監房の許す限りに於て現に分房拘禁

の法を採用しつゝある地方に在ても分房拘禁は單に夜間に留まり晝間工場に在ては概して合同雜居せしめ恬として之を顧みざるか如き事實あるは予の親しく實見せし所なり、想ふに工場に於ける合同雜居は作業の撰擇若くは戒護官吏の配置上勢止むを得ざるに出づべしと云ふと雖も目下の狀況に依て之を推論するときは斯る夜間分房施行の監獄も終に當初の目的を達し能はざるのみならず其名の美なるにも拘はらず其實質に至ては敢て雜居拘禁と異なるなきの結果を見ざるものは殆んど稀なるが如し、當に以上の如き惡結果を見るのみならず其監房と工場と別異法相一致せざる監獄に在ては寧ろ夫より生ずる弊害は雜居拘禁の上に凌駕するものあることを予輩は信せり、何となれば監房は假令雜居合同の止むなきもありと雖も其監房と工場とを嚴に相一致せしむることを得ば罪惡傳播の弊害は寧ろ前者の夜間分房、晝間雜居(無差別不紀律なる)に優るあるも劣るなきを如何せん、是れ即ち予輩が嘗て其分房、雜居たるを問はず監房と工場とは必らず其拘禁せる様若くは或狭小な

る範圍内に於て兩々相一致せしむるの必要を感ずる所以にして若し此一致を缺くときは監房に於ける千百の別異法は終に其効果を没却せられざるも殆んど憂なし、是れ即ち當局者の操縦宜しきを要する點にして予輩として之を云はしめは多少の分房を有する監獄にして分房に拘禁したるものは或る期限間は必らず晝夜分房制を勵行し而して其改悛を待て漸次雜居拘禁に移すは格別、縱令之を雜居に移すにも粗同一程度の改悛者と合居せしむるに留むるを要す、而して雜居制を採用しつゝある監獄に在ては宜しく監獄則の所定に依り嚴に其監房、工場を殊別し他の雜居拘禁者と全然之を別異せしめんことを欲す、殊に偶發的短期の初犯者に就ては終始之を分房に拘禁し其長期なるものは其刑期稍相等しき者に就き合同雜居せしむるも尙可なりとすと雖も短期囚若くは放免期に近づきたるものは長期なるもの又は殘刑長きものと相接近せしむるの弊は努めて之を忌避するを要すと云ふにあり、尤も在監人の別異法を確實に勵行せんと欲せば勢、使役上多少の不便且不經濟を免かれず

るも是等の不便利は宜しく行刑塾實の犠牲に供せざるべからざるは素より論を待たざる所なり、終に臨み忌憚なく予輩の所感を述べしむれば今日監獄改良の主義とする所は囚人の感化改良に銳意傾注せんよりは寧ろ罪惡を其嫩芽に芟除するの方針を採り少くとも監獄をして罪惡傳播の媒介所たり犯罪學校たるの汚名を世間より禁るが如きことなからしめんことを欲するにあり

十、在監人の賞罰付典獄の面接 刑罰は犯罪に對する應報にして刑罰執行の機關は即ち監獄に屬することは今更事新しく云ふ迄もなき所にして換言すれば即ち刑罰其ものは法律の制裁にして法律の制裁を加ふる監獄に於て賞あり、罰ありとは少しく奇異の感なきにあらざると雖も蓋し此疑問は監獄行政の何物たることを了解し得るものは殆んど正に疑を存せざる所なり、在監人の賞罰は即ち國家刑罰權の範圍を離れて所謂行政處分として罪囚の善行を賞し不逞を強制矯治するにありとせば監獄内の賞罰は即ち典獄の職責中尤も重大なるものと謂ふに予輩は躊躇せざる所なり近年監獄制度の

漸く改良せらるゝに伴ひ監獄内の賞罰に就ては著しく改良を加へられ種々の階級の行賞の道を講ずると同時に懲罰に就ても亦可成適實の手段に據らんことを究究しつゝあるは將に掩ふべからざる事實にして、即ち彼の減食并罰室懲罰の如きは早晚其跡を絶ち換ふるに適當の懲罰法を案出せざるべからずとは識者の往々唱導する所に於て予輩亦現行の減食、罰室の二懲罰は其方法に於て不合理不適當なることを信するものなり、然りと雖も今日未だ他に是れに換ふるに適當の懲罰法なしとせば始らく止むを得ざるとするも現今何れの監獄に於ても懲罰事犯に科する懲罰は概して減食を採用せる向其十中八九を占むるを見る是れ或は減食は不逞の徒に對し矯正上其効驗顯著なるものあるに職由すと云ふと雖も予輩は只其効驗著しきを以て屢々之を應用し爾かく減食懲罰を撰ふと云ふに至ては絕對に之を否認せざるを得ざるなり、殊に亦懲罰事犯の調査審判上に於ける手續は何れの監獄も概して鄭重を缺き審判不盡に過ぐるものなきやを疑はざるを得ず、現今の取扱例に係るときは直接

戒護者に於て囚人の懲罰事犯を認めたるときは其事を詳述し之を看守長に報告し看守長は看守の報告に基き一應當該囚人に就き其事實を審問調査し其結果を典獄に申報し典獄は自分再度の審問を爲したる上之に相當の懲罰を科するを以て正當の順序なりとするに予が見たる數地方の監獄に在ては最初看守の報告ありたりしときは看守長先つ審問を遂げ直に、其犯行に相當なりとする懲罰種類然かも罰期等に對し案を具し典獄の承認を経て而して之を執行せる向多きが如し、果して然らば是れ或は手數上省略簡易にして多少の便宜は之れあるべしと雖も之を以て監獄に於ける懲罰適用の順序に於て當を得たるものと予は信する能はざるなり、尤も行政懲罰は刑罰法の如く辨護主義を採用すへきものにあらすと雖も監獄内に於ける在監人の懲罰事犯の多少如何は即ち其監獄に於ける紀律の弛弛に關係すること多きのみならず不適當の科罰は寧ろ彼の執拗の徒をして益々執拗に陥らしめ猜疑の念を助長せしむる媒介となるものたることを知らば即ち其犯則事實に對する審問の手續に

於て少くとも一回は必らず典獄自身の取調あるを要するは勿論、其科すへき懲罰種類及罰期の如きも典獄の自由裁量に之を待たざるべからざるは素より論を俟たず、然るに予輩が嘗て見聞したる多數の監獄は概ね以上の手續を履行せず第二課長の地位にある看守長に於て之を取扱ひ來りつゝあることは屢々在監人の情苦に於て聞く所にして而して亦其身分帳に添付したる懲罰表の手續を見れば半に過ぐるものあらん、一面現行の規定に依れば在監人の賞譽は既に行狀調査規程の設けあり毎調査期間に於ける行狀の如何を詳知し得るのみならず更に亦其調査期の終に於て典獄自ら書記、看守長、監獄醫、教誨師等の會議を聞き廣く各自の意見を徹し之に裁決を與ふる等慎重の手續を履行するに拘はらず、懲罰事犯に付ては典獄自ら其事實の調査を遂げず之を下僚に放任するか如き嫌あるは予輩其確衡を得ざるを怪むと同時に科罰方法の其當を得ざるを信するものなり、懲罰事犯に於て既に然るものあり而して是れより一層甚しきは在監人に於て遇囚其他の事項に付直接に典獄に面謁

○監獄統計

道德統計の起原

和田生

を請ふものあるも其申述すへき事件の何たるを問はず、典獄之を峻拒し全く斥けて顧みざるものありと云ふ、果して然らば是れ實に不當の甚たしきものにして科罰方法の失當たると同時に典獄は曠職の誹を免かるべしと信せり、換言すれば即ち典獄にして在監人の箇人的性狀を知るは行刑の要義たることを知ると共に囚人箇人的の性狀を知らんと欲せば典獄は可及的多く在監人に近接するの機會を利用せざるべからず、而して在監人に近接せんと欲せば亦可成囚人に面接の度數を多からしむるを要す、即ち囚人の懲罰事犯に對し典獄自ら之を調査するは是れ亦取りも直さず其箇人的性狀を知るの材料たり、然るに懲罰事犯は之を下僚に放任し一面、亦典獄に面接せんことと請ふ者を峻拒するか如き典獄は實に其職責を輕するものと謂ふも敢て臆言にあらす、何となれば在監人申立の情苦は典獄必らずしも悉く之を採用することとを要せざるのみならず其事項の採用すへきもの極めて絶無僅有なる丈夫れ丈け申述の事項は採て以て遇囚上に資すへき好材料たるを信すればなり

統計の資料は人民の集團國家の成立に其萌芽を發したりと稱するも不可なし然りと雖とも之を一の科學として研究したるは實に近代にあり殊に之を社會學に應用し先づ社會の事實を観察し其内部に行はるる原理原則を發見し統計學は人間の集合體を研究するの外其行爲及之の結果の集合的現象を研究するの科學となしたる者は白耳義の理學者にして統計學の泰斗たる「クトレル」氏なり氏は實に「モラルスタチスチック」即ち道德統計の主張者なり爾來歐洲諸國に於て道德統計の研究により學術上に行政上に裨益を與へたる蓋し尠少ならず道德統計の本領は個人の自由意志に發動したる結果にして「チャチーフ」の行爲即ち非の行に係る集合的現象を擧ぐるにあり之れ恰も鏡面の價値を評定するに其瑕瑾の大小多寡を以てするか如し而して其非行として數ふべきもの一にして足らずと雖とも主要の研究材料たるべきものは犯罪なり

監獄統計並に利用

我國の監獄統計は現行刑法實施以前即ち明治十三年より明治十六年に至る監獄局年報の公刊あり次に同十七年以降は内務省統計報告書中の一部門に其概要を掲載したるに過ぎずして明治三十一年に至れり然るに此の簡略なる統計は監獄問題を解決するの資に供するに足らず世人の遺憾としたる處なり幸に明治三十一年に報告様式の改正あり次に同三十二年の監獄局第一回統計年報の刊行を見るに至れり

抑統計は觀察事物の現況を寫し章はずと雖とも此の單立數は直ちに利害曲直を判別するものにあらず要は之を關係の事物に結合し或は之を分割し或は又之を比較するにあり此の現象は即ち觀察の目的たるべきものにして之に依りて始めて其消長進退を知り尙進て其現象の由來を探り又將來起るべき結果を豫定するの材料に供するを得換言すれば研究問題の解決を與ふるの資料たり故に統計は監督者被監督者の別なく之を利用するにあらざれば利益を得ざるや論を喚たす然るに統計は中央都

府にありて常に重用せらるゝに拘らず地方に於ては比較的之を利用すること少きか如し予は茲に廣く之を利用するの注意を喚まざるを得ざるなり人苟も美味の賞翫すべき物ある必ずや之を口にせんことを欲し眺望絶佳の地ある必ずや觀光を期す統計の必要を口にするの士にして之を現實に使用せざるは恰も美味を賞揚して之を口にせず風光を賞して觀光せざるに敢て渝らず統計は他人の爲めのみ調製するものにあらずを以て地方に於ける豊富なる材料を運用せは之れに困りて利益する蓋し少なからざるべし此に於て統計は行政に對する磁針たり海圖たり「ボナバル、ナボレオ」曰く統計は政治の豫算表なりと至言と云ふべし

統計小票

歐洲に於ける統計上の一大革命とも稱すべきは「ツァールカルク」即ち小票式の採用にして統計の正確且劃一上最も適當なる方法として採用せられ爲めに統計上一大進歩を來せり我國に於ては明治十二年甲斐國に人口模範調査を此の小票式に依り執行したるものを嚆矢とし次に司法省に於ける統

計小票の施行と成り明治三十二年に至り内閣に於ける人口の動態小票の施行を現今や監獄統計にも亦此の小票を實施せられたり

抑統計小票は一に單名票と稱し在監者に對する身分帳と同じく個人の上上に關する寫真紙たり此の寫真より蒐集したる統計材料は即ち寫真の集合的現象たり實相たり若し此寫真にして實相を寫し出す能はずとせば寫真の價値なきのみならず其集會的現象は大に人を誤るに至ると恰も僞似的寫真を以て犯罪者の逮捕に従事すると均しく如何に經驗ある探偵吏と雖とも功を奏すべからざるは勿論却て無事の良民を逮捕するに至り害あつて寸効なく寧ろ之れなきの優れるに若かさるを感するなり統計小票採録の忽諾に附すべからざる蓋し此の如し

監獄統計小票の實施に就ては各府縣とも大に注意を喚起し大監獄にあつては取扱者を増加し又小監獄にては主任者を設け小票の記入統計材料の整理に従事せしめ正鵠なる材料を調製するとを勉むるに至りしは確に監獄統計の一大改良と稱するを得

べく予は主任者を信するの厚き三十四年の統計年報は必ずや一段の光彩を放つべきは火を睹るより明なるべしと豫想す

統計取扱主任者の心得

左に擧ぐる事項は極めて平易にして取扱主任者の已に既に熟知せらるゝ處なるべしと雖とも却て此の平易の事項を輕視するの結果全體の功績を没却するの恐なしとせず千尋の堤も蟻の一穴に破壊す故に茲に之を列記して注意を望む所以なり

一 統計小票記入心得暗記のと

記入心得を暗記せされは記入に少なからざる時間を要すればなり

一 統計小票は速日記入のと

小票の記入を怠り一時に原簿式は身分帳に據りて多數の小票を記入するとは疎略に失し形式に流れ誤謬を生ずるの因由たればなり

一 監獄支署又は警察署に於ける小票検査のと

地方分査は中央集査と異り中央官廳に於て劃一の検査を施すと能はざるを以て取扱主

任者は監獄本署の小票を検査するは勿論支署又は警察署の小票を検査し重複脱漏等の誤を防かされは完全を期する能はされはな

一 小票整理順序のと

多数の小票を整理するには小票の分類を正確にせざるべからず而して年報調製に際し其整理製表順序を誤らば少なからざる手数を要するを以て務めて整理順序の規定に準據し取扱を要す

一 支署の報告に係る年報検査のと

支署に於ける報告に精査を施さずして直ちに本署の報告に合算し縣の年報を調製する處あるもの、如し此の支署の年報検査は即ち縣の報告の正確を期する上に於て最も必要あればなり

一 表の精神を研究すると

製表の要は表の科目のみを目的とし調査せず豫め其精神を知るにあり然らざれば表の旨趣に副はざるものを調査するに至る小票

其待遇を厚ふし永く此の事務に従事せしむるの注意を希望せざるを得ざるなり聞く歐洲に於ては統計官吏を終身官となす邦國ありと其意を用ゆるや周到なり

統計の講座

警察監獄學校の開設に當り講習學科中統計の科目を設けられたるを見當局者の注意を多なりとせるに拘らず開講に當り只其名を存するに過ぎずして大に望を失へり然るに今や斯學者の先覺者をして講座を擔任せしめられたると之れ將來に於ける監

の記入心得は表の科目に對する説明とも稱するものなるを以て之に機式の説明を對照研究せば能く其精神を知るとを得るなり

一 事務に忠實なると

之れは獨り統計事務に限らずと雖とも殊に數字を取扱ふ者は事實の示す處にあらざる以上は假令一位或是一位以下の少數と雖とも故意に數量を増減せざるの公平忠實心なからざるべからず

統計主任者の待遇

凡そ何等の業務と雖とも屢之を變ずるとの不利益なるは余の喋々を待たざる處にして殊に統計事務の如きは熟練と經驗とは其蒐集する處の材料の正否と遲速に大なる關係を有するに於てを或由來統計事務は他の事務に比し成果少くして其煩勞は意想外に多く且結果の見るべきに至るは不勤時日を要し人の視聽を引くと能はざるは確に人の嫌忌を來す原因にして主任者の數年繼續する者なきは之か爲ならん之れ統計事務の進歩せざる一大障礙なり今此の弊を矯正せんには一度適任者を得れば可

獄統計に一段の光彩を放つの基礎として大に慶賀を表する所なり

實際統計

余は淺學非才殊に監獄事務に就ては極めて經驗に乏しく監獄の實相を観察し論評を下すとは却て之を経験に豊富なる讀者に缺たざるを得ざるなり然りと雖ども今監獄局第一回統計書の表示する所に依り聊統計的觀察の結果を述べんとす之れ監獄眼を有する讀者の說を聞かんとするの備を作るに過ぎず

新受刑囚人の多寡

(人口千人中)

明治三十二年

大 阪	北 道	東 京	兵 庫	神 奈 川	合 計		普通刑及地方命		強 盜		風 俗		詐 欺		其 他	
					男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一六、五	一五、四	一二、八	九、二	八、九	二、三	二、一	七、一	一、四	三、九	〇、四	〇、二	一、〇	〇、一	一、〇	二、二	〇、三
二、三	三、五	一、三	二、一	二、三	一、四	〇、七	一、七	二、四	四、九	〇、四	〇、二	〇、一	〇、一	〇、一	三、八	〇、二
二、一	一、三	〇、三	〇、二	〇、二	一、四	〇、三	〇、九	〇、三	三、六	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	一、六	〇、三
二、一	一、三	〇、三	〇、二	〇、二	一、四	〇、三	〇、九	〇、三	三、六	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	一、六	〇、三
二、一	一、三	〇、三	〇、二	〇、二	一、四	〇、三	〇、九	〇、三	三、六	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	一、六	〇、三
二、一	一、三	〇、三	〇、二	〇、二	一、四	〇、三	〇、九	〇、三	三、六	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	一、六	〇、三
二、一	一、三	〇、三	〇、二	〇、二	一、四	〇、三	〇、九	〇、三	三、六	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	一、六	〇、三
二、一	一、三	〇、三	〇、二	〇、二	一、四	〇、三	〇、九	〇、三	三、六	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	〇、一	一、六	〇、三

郡	秋田	奈良	福島	宮城	全國平均
八、九	七、八	八、〇	七、九	六、三	六、〇
〇、八	一、三	一、〇	〇、九	〇、九	〇、九
一、五	〇、八	一、九	一、四	一、二	一、二
〇、二	〇、八	〇、五	〇、四	〇、四	〇、四
一、九	一、六	一、七	一、八	一、六	一、六
〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二	〇、二
三、四	二、〇	二、六	二、七	二、六	二、六
〇、一	〇、一	〇、三	〇、一	〇、一	〇、一
〇、五	〇、四	〇、五	〇、九	〇、四	〇、四
〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇	〇、〇
一、六	三、〇	一、四	二、一	一、六	一、三
〇、三	〇、二	〇、二	〇、一	〇、二	〇、二

(本表は人口に比し全國平均以上の新受刑囚人ある府縣を比較したるものなり)

前表に依れば男囚の最も多きは大阪にして北海道東京之に次ぎ兵庫京都神奈川群馬秋田奈良福島宮城又之れに次ぐ女の最も多きは北海道にして次は大阪神奈川兵庫東京秋田等とす大阪東京神奈川兵庫の男囚の多きは主として違警罪の多數なるに基因す即ち大阪は受刑者の殆ど半數を占め兵庫東京神奈川は三分の一に居る又女にありては神奈川は受刑者の九割北海道東京は七割大阪兵庫秋田は六割京都は五割奈良は三割の違警罪犯者なり此の大坂東京神奈川兵庫の男子違警罪犯者の最も多きは都會並に開港地として特殊の取締規則を要する等他地方と状態の異なるに因るものなるべしと雖も全國の平均に比すれば神奈川兵庫は三倍東京は四倍なるに獨り大阪は六倍の犯者にして且其人數は受刑者の半數なりと云ふに至りては豈驚かざるを得んや若し此の現象をして警察當局者の取扱方の寬嚴に依るものならしめば人權を重んずる今日に當り住民の幸不幸は夫れ何れそや余は如此微罪に對し苛察に失するよりは寧ろ寛大の處置を望まざるを得ず行政處分に依り將來を警戒するの優れるに若かさるを感ずるなり

神奈川北海道東京大阪兵庫秋田京都に於ける女の違警罪犯者の非常に多數なるは主として風俗上の關係に依るものなるべし

又強盜の最も多きは北海道東京神奈川大阪兵庫京都にして北海道東京神奈川は受刑者の三分の一

○看守教習に就て

新潟縣 高井 玉 藏

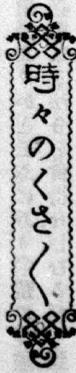
大阪兵庫京都は四分の一なり尤も控訴院の所在地にありては移送に係る囚人を包含するを以て實際の割合は此の以下にあるべしと雖も北海道の如きは殖民地の性質上不良無賴の徒の移住は比較的によく且冬期に於ける生業の少きと東京大阪の如きは人口稠密にして生計の程度高く生活に困難なると生存競争盛にして優勝劣敗の瞬間に轉換すると犯罪者の隱匿に容易なると神奈川兵庫の如き開港地に於ては勞働者の需要多く從て不良の徒の集來すると等は其原因にあらざるなきか風俗上の犯罪(賭博)の最も多きは群馬なり同地は有名なる上州長脇差或は上州無宿と稱する博徒の跋扈したる地にして今尙其弊風の跡を絶たざるとは重なる原因と云ふべし實に慨嘆に堪へざるなり之れに次ぐは北海道にして受刑者の四分の一を占む之れ殖民地の性質として殊に漁業繁盛の土地として多數勞働者の收入は非常に多く得るに從つて飲み且つ賭するは彼等社會の状態なり是れ此の地に賭博犯者の多き原因なるべし (以下次號)

看守教習に就ては明治卅一年内務省訓令第三十號の定むる所に就て余輩の批評を試むべき餘地なしと雖ども其第五條に示したる各學科は果して僅々二月間に於て教習し得べきものか聊か懸念なき能はざるなり換言せば法令如何に完全なるも實施上果して遺憾なきかと云ふにあり余輩の經驗に依るに能く必要なる法令を會得せしむるも到底なし能はざるか如し况んや刑法刑事訴訟法の如き至難なる法令に於けるをや蓋し近來生活程度の上進したると商工業社會の膨脹なるとに依り兎も角多少の教育あるの徒は職業を得るに容易にして比較的薄給の看守は人員を得るに困難を感ぜずんばあらず故に採用試験なるものは殆んど形式にして刑法監獄則の素讀すら満足ならざるものも採用せざれば需用を満す能はざるは獨り我縣のみならず余輩の知り得たる府縣皆然るものゝ如し

夫れ看守志願者にして既に如此とせば之れを教習

するの困難は當に余輩のみにあらざらんか
 而して兎角教官なるものは學理に趨り易きの弊あるは免れざるの事實なり論歩を譲り學理に趨る尙可なりとするも受業生は果して之を理解し得べきか否々到底之れを理解し能はざるなりされば教官折角の明論卓説が何等の効果なきを以て茲に於てか又一の弊を生す何ぞや徒らに卒業試験の好果を街はんが爲め一科目繰かに二三の題目を授け之れを暗誦せしむる是なり斯の如くせば其答案は實に美麗なるも全生徒皆同一の答案の不結果に終らざるを得ず是れ尙可なり然れども以上の卒業生にて實務に従事したる後の結果は果して如何
 彼等は既に法令の精神を理解せず又其手續でも會得せざるを以て其行爲の法令と背反するは今更ら事々しく喋々を要する迄もなく延て全監の風紀に及ばんとす
 今日看守皆然りとはいふ蓋は之れを斷言するにあらず去れども今日の趨勢如此とせば近き將來に於て全國の看守亦如此に到るは數の免れざる處余輩の憂ふるは是れが爲めなり

然るに各府縣監獄場に於ける看守教官の任にあるものは大体兼務にして本務の傍ら従事するが如き有様なるを以て教習の振はざる又免れ能はざる所なり此際看守教習の任にあるものは慎重の態度を以て徒らに學理に趨らず實務執掌上の教習を専らにするの注意を要するは勿論なれども當局者たるものは看守教習規則を改正し教習期間を延長すると全時に専務教官設置の方法を講ずるは時宜に適したる一策なるべし



○思ひのほか

不二 三生

○日曜日休否問題に就いては、前號に彼此其の得失を考へて、休役説の勝れる所以を述べたが、尙ほ又施行細則の明文上、休役説の勝れる所以を論じやふと思ふ、施行細則第九十條に「教誨は……日曜日……に於て云々」とある、本條は教誨

を行ふべき時を定めたるものであつて、日曜日に於ては必ず教誨を行ふべきは勿論、また日曜日全體を教誨の爲めに費すべき場合をも想像して居る、換言すれば日曜日には就役せしめないことが本條の精神である、斯様言つたら反對論者は、該條は教誨は日曜日にやれとあるが、日曜日全體を教誨の爲めにつとせとは規定してないと云ふかも知れぬが、其駁論は偶々却て休役説の論據となるのである、成程日曜日全體を教誨の爲めに費せとはないが、夫れを以て如何して日曜日全體を教誨の爲めに捧げてはならぬといふ結論に到着するか、獄則中他に日曜日に於ける用務を規定せざる限りは、日曜日不就業は本條の最大限界である、加之舊施行細則には第九十三條に「教誨は日曜日午後に於て云々」とあつて、即ち舊則は明かに半日の教誨を規定してあつたので、裏面に於て半日の就役を意味したが、是れが改正法條たる新施行細則第九十條は「午後」の文字を削除したので、半日就業の内容は自然消滅せるものと云はざるを得ない、言ひ換へれば日曜日は其の何れの時間に於ても就業せし

むることを要せざるに至つたのである、果して然らば休役は寧ろ原則であつて、法の精神であつて、就業は却つて變態である、否法意に副はざるものである、就業論者は原則を無視して變態に走り舊則時代の夢を追ふものと云ふも敢て過言でない、
 ○それでは、是れまで本問を日曜日休否問題として論じて居て、余も亦便宜上「休役」といふ語を用ひたが、是れは語弊があるから用語を正す必要がある、余の主張する日曜日不就業は「日曜日に就業を休ませる」といふやうな、單純な思想でなく、即ち所謂休役ではないのである、一體休役といふとは、日々に於ける就業時間外の或る時間の休憩を除いて獄則上無意義のものである、日曜日に於て教誨を施し及其他の用務を辨せしむるのには、休役の意味に於てするのでなくして、自由刑執行の時間の中から、行刑上の他の要件を充たしむるを理由として、或時間を之に分つのである、自由刑執行の内容は就業にのみ歸着するが如き單簡なものでなく、形面上に於て、將た形而下に於て、

尙ほ他に種々の要件を以て充たされて居るとは、今更言ふまでもないが、近頃作業増収などいふ案件が勃興してから、一部近眼者流があつて週二無二増収々々とのみ心得て、肝腎の行刑上の要件を御留守にして唯日夜厘銭の問題に頭を按して居ると云ふ嘆はしい風潮を認め得る際であるからは是等の點は反覆する必要がある、將た又昔風の輩は「泥棒を日曜に休ませるなど、は不都合だ」など、單的なる斷案を下して、此大問題を埋没せぬとも限らぬ、我國の如きは、衆俗は勿論多少識者とも稱へらるべきものまでが、往々一片の泥棒呼ばりを以て、錯綜繁難なる監獄問題に向つて、螻蛄の奇態を演ずる實況であるから、監獄問題を研究する上に於ては、其の用語を慎重にし、一語苟くもせぬといふ必要がある、要之日曜日の不就役は、徒に囚徒を休ませるのでなく、自由刑の構成條件たる他の要務に服せしむるのである、而して此の要務たるや、自由刑の内容に於て彼此其の價値軒懸すべきものでない、

然るに典獄諸君は此の通牒を無視して「各縣適宜」などと決議して既に此問題は各縣其の實行を適宜にして居るさうだ、協議會には主務省からも吏員が臨席して居るやふだが、自己の制定した施行力を有する通牒を蹂躪した決議を目前觀視しながら、平然關知せざるに至つては、監督廳の威信の爲めに、獄政改善の前途の爲めに大に當局者の責任を問はねばならぬ、而してまた之れより一層奇なる現象は〇〇縣の監獄報に、本年七月二日付を以て日曜半日就役の事を、典獄の達を以て規定して居るとだ、是は監獄局あたりでも既に見たてあらふが、前の通牒と對比し來るときは實に一奇觀と云はざるを得ない、斯く明瞭な、疑のない、監獄局長の通牒が、主務省の方針が、一典獄の手に依つて左右せらるゝ如き薄弱なものであるならば、監督機關は實に〇〇に均しきものであると云はれても辨解の辭はあるまいと思ふ、斯かる踏み付けた所作は、上級官廳の威信にも係はり、獄政刷新の障害ともなること、信ずるから敢て一言を試みたのである、

廳の信認を問ふべき一事件がある、それは監督廳に於て規定せる事柄は、それを改廢せざる限りは漫に執行機關に於て之を變更すべからざる筈であるのに、過般典獄協議會(新潟縣主催)に於ては、其の協議事項として左の一項を協定した、

一、日曜の休役を半日に減縮しては如何

(決)各縣適宜
右の決議は明かに主務省の方針を無視し、局議を蹂躪した所爲である、其の證左は監獄則施行細則改正當時の局長の依命通牒(三十二年八月二日監甲第一二號)を見れば分る、其の別紙説明書第九十條の下に

免役日及日曜日の教誨は午前に於て爲し日曜の午後は面接發信理髮書籍の看讀衣類の洗濯補綴其の他の用務に充つるものとす

とあつて此の通牒の存續する間は、監署は此の趣意に依つて囚徒を動止せしむべく、明文解釋上の言説、立法上の當否は別問題として、此の通牒は下級官署を拘束する力を有せねばならぬ、吾々は未だ此の通牒の廢止變更せられたと聞かない、

〇假出獄の認可狀を主務省から地方廳へ回付するとき、親展として發送せぬものであるから、往々發表前に於て其の親族故舊等に洩れ出獄の期限には早く既に親族等か衣類等を携へて、門前に待て居ると云ふ奇談がある是等は監獄に取つては容易ならぬ事柄であるから、最も其の取扱を慎重にして貰いたい、斯様などが屢々あると、如何程監獄に於て其の手續を慎重にしても、徒勞に屬するばかりでなく、自然緩漫の風に流れるものであるから、是等の點にも少しく注意をして貰いたい、
〇特赦の申請に就いては、刑事訴訟法に依て檢事又は監獄署長より何時にても之を爲すとを得べく、別に之に對して制限とは(時間的の)ない然るに聞く所に依れば、之に就ても夫々内規があつて、或標準に適合せざるものは具狀せざるとになつて居るさうだ、それで其の標準即内規なるものは、檢事へは示されてあるけれども、典獄へは未だ何等の内示もなぬから、典獄は之を申請するに相當と認めたととき之が手續をすると、豈に圖らん檢事は内規を振り廻して往々異議を唱へるとがあ

るので典獄は結局其の書類を撤回せねばならぬと
 になる、固と特赦の申請は或理由に依りて検事を
 經由すべき性質のものであるけれども、其の申請
 に發動に就ては、検事と法律上毫も其間に差異を
 認むるとは出来ぬ、既に兩者の間の申請權に差異
 なしとすれば、何致に検事のみ内規を示して、
 典獄に之を示達せざるか 一體是等の事項に法律
 の規定以外に制限を設けるのは、面白くないとで
 はあるけれども、既に或内規を設けたとすれば、
 關係を有する所へは一般に示達せらるべき等のも
 のであらふ、如何にしても這般の内規を検事の手
 配のみ留保する理由を見出すとが出来ぬ、

○聞く所に依れば奈良縣では、監獄改築の爲め建
 築費の一部を割いて、司法技師を態々歐米へ出張
 せしめたとのとであるから、同縣は此の最近輸入
 の新智識に依つて、定めし日本一の模範的の建築
 が出来るであらう、出来得るとなら何方も同様の
 方法でヤリタイものであるが、他の改築着手の縣
 では一の技手をも有せずして、監獄の経験もない
 大工職工のもの位を雇入れ得る位であるさうだ

るのである、司獄官吏をして形式的の事配のみ顧
 顧するとを餘義なくせしむる今日の制規は、如何
 に我獄政の改善をして遅々たりしめつゝあるか、
 善き監獄とは掃除の行届いた監獄である、善き典
 獄とは經理に巧者であつて工錢の増収に勉める典
 獄である、善き書記看守長とは能く簿冊を整頓す
 る書記看守長である、善き看守とは記簿計算に長
 ずる看守である、上下相率いて形式的事務に走り
 外觀の善美を保つとにのみ汲々として居る、監獄
 事業は精神的事業なりと云ふ平生の主張と、
 這般の現象と相容れるであらふが、動もすれば人
 物落寛の嘆を聞くが、這般の風潮が獄界に横流す
 る間は、人物の來ないのは勿論、偶々人物があつ
 ても其の能を發揮するとが出来ぬ、同じく簿書堆
 裏の人となるならば、何んてじみな、功名の機會
 のない、給金の安い、監獄に好んで來るものがある
 ふか、監獄事業は元來趣味ある仕事である、それを
 今のヤリ方は此の趣味ある方面を没却して、他の
 無趣味の、世俗的の方面のみに力が費されて居る、
 言ひ換へれば特職を要する本來の監獄事務が閉却

から、甘く行けば結構だか誠に關心のとである、
 兎に角巨金を投じて百年の計を爲すのであるから
 各縣とも技師でも囑托して歐米へ派してヤリたい
 とであるが、何分建築費で餘裕がないから仕方が
 ない、獨り奈良縣は是等の費用に充つべき餘裕を
 見たのは、誠に慶すべきことである。

○追々獄舎の改築も行はれ、分房制の施行を見る
 とであらふと思ふが、今日のヤリ方の如く屏禁的
 の分房法を以てするときは、實に容易ならぬ結果
 を見るであらふ、分房制の施行方法に就いては、學
 理上又實驗上の定論もあつて更に細説する必要も
 ないが、要すべきは今日の監獄事務の組織方法が、
 事實上此の定論原則を應用せしむるの餘地を興へ
 ないことである、今日の如く司獄官が朝から晩まで
 帳簿の記入や、認印の押し方に汲々として居るや
 うでは、イクラ獄舎を改築しても、拘禁法を改め
 ても逆も、所期の効果を見るときは出来ない、監獄
 改良の前途に横はれる一大弊患は、獄舎構造の不
 備でもなく、役人の給金の薄少なうでもない、監
 獄事務夫れ自身の組織方法執行順序の不完全にあ

せられて、未技の成功のみが勉められて居る、人
 物は金に依つて來るものではない、彼に配すべき
 事務の實質から來るのである、唯だ金にのみ依つ
 て人物を得んとするのは最も愚策であつて、亦眞
 正の人物を招致する所以でない、監獄が其の本来
 の事務に立ち歸つて専ら此の方面に働かすれば、
 人物は招かずして至るのである、從て着々改善の
 効を奏することが出来るのである、故に此際形式
 的整頓の理想を打破して、所謂上等司獄官吏には
 記簿算用の如き事務のみを扱はしむることなく、
 雜務を減少して、其餘力を充分に訪問なり、視察
 なり、専ら力を囚人直接の方面に盡さしめたなら
 ば、獄政の上如何計效益を來すであらふ、依て
 今日より之が準備として事務の繁冗を省略すると
 が急務である、下らぬ儀式や舊慣を固持したり、
 取るに足らぬやうな事務柄までも規則づくりにした
 り、自ら繁文縟禮を制定して其の弊に苦しみつゝ、
 あるのは、多くの監獄に於て見出し得べき事實で
 ある、主務省の注文の如きに至つては繁雜の度更
 に甚しきものがある、上の好む所下之より甚しき

ものがあつて、遂に今日の弊患を大成したのであらふと思ふ、以上述べたとは別段新規の説でもなんでもなく、何人も領得して居る事柄であるけれども昨今斯道の風潮に就て憂ふべきものがあるから、敢て一言を費したのである。

○前號の誌上に協會子は、司獄官吏の官舎の設備修補に就て云々されて、官舎の設けなき地方との權衡を得せしむる爲めに、既に官舎の設けあるものに對して修補の規定を設ける必要があるやうに云はれたが是れは愚論の極である、有と無との比較が既に不權衡を表して居るのではないか、それを些々たる修理の規定などを設けたのみで、フイシテ有と無との權衡を得られやう、協會子の云ふ所は甲が何物をも有せず、乙が十のものを有するを以て不權衡である、甲が何ものをも有せず、乙が五ツのもの有するときは權衡を得たりと稱するのである、吾々は實に協會子の頭腦を疑はなければならぬ、協會子たる者若し夫れ信に之が權衡を得んと欲せば總て各地に官舎の設置になる様盡力しては如何

なく、當局者は誠心誠意將來の大計を立てたつもりであるけれども、惜イカナまだ新智識が輸入されて居らなかつたものであるから、今日から見て不完全の議を免がれないのである、故に是等のものに對しては宜しく感想を述べべきものであつて、決して攻撃すべきものでない、之を攻撃するのは、恰も新進の學士が自家の老爺の無識を攻めると一般、沒義道の仕業である。

○建築工事を、囚人を使役して直營すると、之を請負に付するとの利害得失は未だ容易に判するとは出来ぬ、乍併實驗上大局より打算するときは、寧ろ請負にする方が或は經濟上遙に利益があるかのようにも思はるゝ、囚人を使役して直營するときは、先づ大要左の各項に注意せねばならぬ、是等の諸費を能く計算して、ソレカラでなくては之が經濟の得失を斷する事は出来ぬ、先其費用は、

- 一、看守其の他の吏員の増加并に之に伴ふ給料
- 囚人を使役し建築の如き大工事を行ふには、到底既定の吏員のみでは不足である、看守、

○前號に芙蓉子なるものがあつて、監獄の構造や事務室の設備等に就て建築當事者の無計無策を攻撃されたが、今日の進運から見れば非難すべき點もあらふが、夫れは唯々學理に照し經驗に徴してのみ批判の言を下すべきものであつて、直ちに其の心事を忖度して「當初に於て將來の大計を立案せざりし罪に歸せざるべからざるなり」など、當時のものゝ不親切不熱誠に基由するかの如くに云ふのは、何たる亂暴の言であるか、昔はなか／＼今のやうに干渉なしに諸事を經營することは出来ぬ、即ち地方經濟であつたから百事他の機關の容喙を受けて經理するのであるから、當局者の苦心は一通りではない、雪隠一ツ建てるにも容易などではなく、兎んや事務室、工場、監房の如き、僅かな經費を以て築造修理するのであるから、到底理想を實現するとは出来ないのである、此の味は地方に居て辛酸を嘗めたものでなくては分らぬ、其の他建物配置の不當、隔壁の不完全などを云はれたが、昔時の建造物は今日から見れば不充分なのは寧ろ當然であつて、是は當局者の罪では

雇吏の増加、其他技術者の如き比較的高給なる吏員を特に要するのである。

一、器具器械の購入及修繕の費用其他囚人を使役するに就ての設備即監房外圍戒具等

此種のものが必要に應じて完全に備へるには、ナマ優しい金高では出来ぬ、

一、材料の買入高價なること

官廳の買入品が、民業の場合に於ける夫れよりは、非常に高價であるとは争ふべからざる事實である、故に民業の場合の材料の價額と、

官府直營の場合に於ける材料購入費との差額は、即ち是れ直營工事の高價の額である、

一、材料の濫費を免かれざる

如何に監督を嚴にしても、如何に視察を密にしても、無責任の囚人に遭ふては、材料の濫費と云ふとは、監獄の作業に伴ふ免かるべからざる現象である、此の弊失の原因は、囚人の側と、吏員の側とにあるのであつて、之を

矯正するとは、マ一當分(恐らくは永久に)六ツかしい、

一、押送費を要すると
 東京は格別、地方では適當の技能ある囚人が
 賊に少數であるから、他の監獄から二三人位
 つゝ、苟り集める、五十人の移送を受けるには
 少くも十數縣に亘るので、此終始の押送費が
 容易でない、

唯囚徒の工錢と、民の賃銀とを比較するときは、
 無論直營は安直である、けれども一たび前數項の
 失費に想到して、精細に研究を遂ぐるときは、詰
 局官業が不廉であつて、民業の低價なるを判じ
 得るのである、直營説を支持する人は、單に賃銀
 のみに眼を付けて、他の重要な關係を遺却して
 居るらしい、監獄の需用は監獄自身之を供給せよ
 とは、重要な原則ではあるけれども、要は經濟
 の問題に歸着するのであるから、不經濟を忍んで
 も之を應用すべきものでないと思ふ、這般の得喪
 は當局諸君の研究すべき一問題であらふと信ず
 る、因に云ふが、建築工事中土工、地形のやうな
 材料器具を要せざる大ザツバの仕事にして而かも
 民業に附し監督の困難なるものは、囚徒の手に依

てする方が其成績が善い、此點は直營にするの利
 益ある事、論を俟たぬ所である、兎に角直營と請
 負の利害を論ずるに他に理由があるならば知らぬ
 事、單に經濟と云ふ丈けならば、餘程事細かに計
 算をして見れば、之が斷定は下せぬ問題である
 と思ふ、

○監獄の建築の事を思ふ

杞 憂 子

本欄に登載するものは、短文のものに限ると兼て
 の御断りもあるが、我輩は監獄建築の事に付監獄
 の爲め、否、寧ろ國家の爲めに、熱誠を以て謂て
 置かねばならぬ事がある、是れは少しく長文には
 なるが、編輯すも其の意を諒し默認せられたいの
 である、

◎監獄の建築は今より各地に着々施行せらるゝと
 云ふが、是れは監獄經營に取て重大の事業である、
 夫れは一つの監獄に二十万三十万掛るから、重大
 の事業であると云ふことではない、一度建築すれ
 ば其の後に至て建築が恐しいの何のと謂て、復た

改築する杯と云ふことは出来ない、即其の建築は
 百年の後を考へて設計を爲さねばならぬから、重
 大の事業であると云ふのである、其の故に

監獄の建築を始むるには、先之が工事執行に當
 らしむるに安心の出来る丈の人を撰んで、其の
 任に充て、工事の落成に至る迄、人を換へぬと
 云ふ方針を探らねばならぬのである、

此の任に當る人は、固より艱難である事は覺悟な
 れば、一の天職と云ふ心掛を以て、熱心、誠實、
 勤勉、忍耐、あらゆる精力を盡して其事業に従事
 すべきであるが、如何に其の人が熱心で、親切で、
 内は百年の後を慮り極めて緻密の點にまで注意を
 して畫策を立て、外は初寒酷暑に耐へ、所謂棉風
 沐雨の苦を以て指揮到らざるなく、監督涉らざる
 なきを致し、營々翼々唯其の完璧を計るは當然で
 ある、されど固と是れ與へられたる權限に依りて、
 仕事をする地位に立つのであるから、之れが監督
 の地位に在るものは、間接と直接とを問はず、身
 躬ら之を爲すものと思ひ、其の執行の地位に立つ
 者の艱難勞苦を想ひ遣り、滿腔の同情を盡さ其の

事に關しては、内外の事に細大となく親切と好意
 とを以て、助力し出來得る限りの便益を與へられ
 なければ、執行者たる者は到底長き間の艱難に耐
 へられぬ事である、尤も一人の者を以て、終始其
 の任に當らしむると云ふに至つたならば、利のあ
 る所、弊亦之に伴はんと云ふものもあるであらう、
 左りながら、其の利の大は之に伴ふ弊の小に對し
 ては決して比べものにはならぬ、一人をして完成
 せしむるとすれば、苟も常識のあるものは、自己
 の責任位は知て居るから、一から十まで人の指圖
 や監督を受けるまでもなく、之は此様、彼は彼様
 と、夫々心配をして事を計るから、最初より最終
 迄一の無駄の出来ることがない、先づ其利益の一
 例を擧て見やうならば、

一、最初の設計よりして悉く皆自己の指を染め
 來たのであるから、人の眼に現はれぬ處まで
 も、其の意思は行き渡り居り三年も五年も或
 は十年も後に屬する事も、夫々計畫をして、
 無駄とか無意味とかに出来るものが無い、
 一から十迄悉く自己の胸の中に納めてあるの

であるから、縦合豫算が辛くとも、必ず其の豫算内に於て仕上げねばならぬと云ふ覺悟を以て、最初より種々の差線をやりて、其の見込を附て居るから、必ず經濟の點に於て大なる緊縮を見ることが出来る。

直營事業であれば、之れに要する囚徒の數は多ひ、又其の戒護吏員、技術員、事務員、事業手及職工的傭人等の數も少からぬことであつて、多數の職工等が聚ると、兎角種々の事が起り易いのである、然るに執行者が始めより、其の任に當て居れば悉く其の關係も其の働き振等も知りて居らるゝから、夫れ等の者が我儘勝手云ふ事が出来ぬ、隨て又其等の者の間に紛擾も立たず、生ずる事少なく、工事の方法順序も善く行われ、自然平靜に事業を進すめて行かるとのである、故に其の期を失する様事が無い。

先づ一寸言へば斯くの如くであつて、數へ来れば實に冥々の中に幾多の利益がある、そこで一人のものが終始、其任に當る爲めに出来る欠點と言つ

たら、一の思想で貫くのであるから、完成の後に至て此處は少しく窮屈であつたとか、不便であつたとか云ふ様の事があるかも知れぬ、乍併智者も千慮の一失で、悪いと言へば悪いが、決して木に竹を繼だような、不都合は儘に免かるゝ事であるから、其の弊は弊と言へば言ふ様のもの、眞實弊として論ずるに足らぬ、

然るに之が執行者が交迭して其事に當ると云ふことになつて来たならば、どうであらう、其の利とすべき點は殆んど見出し難い、而して其の弊の點と来たならば、甚だ多い、先づ其一例を擧て見やふならば、

一、其の工事の來歴關係は尙論、更らに其の人の胸に無い、前任者が如何なる胸算を以て居つたか、書類や何かに現われて居る所の幾分は分るかも知れぬけれども、中々細かの點までは分らぬ、殊に人は十人十色で、色々の考へを以て居るから、動もすれば前任者の意思の存する所を測り知り得ぬが爲めに、前任者の行つた仕事は無意味であるとか、何だとか兎角

難癖を附け、結局自分で分からぬから、職工如何かの言に動かされて、譯もなく設計を變更したり、摸様を替へたりする、其の結果は妙なものが出来て、人の笑ものになる様ものが出来易い、其れで經費も餘分に費す様になつて来る、

處で豫算が足らなくなりて始末が附かぬから、之を前任者の行つた仕事を繼承した爲めであると思つて、上に立つ人もコレハ甘く抜けるなと思つても、そう逃げられて見れば仕方がないから、小言を云ひながら、其の不足を補充する事に成る、其の不足を補充せらるゝから、是れは善ひ工合だ、又何か工風を凝して面白設計をすると思つて、遂に

悪くい、たまさか其の人の交迭てもあれば、時乗ずべしと、得意顔に自己の行動が成功したとか、自己の力を以て之を交迭させたとか謂つて、仲間同士に誇ると云ふ様の馬鹿もの、出現を來たし、甚だ悪い備を作り、其れが爲めに、來る人も來る人も不愉快の感念を懷き、其れが智事業の完成上に善しき障礙を與ふるのである、

其の人は責任と云ふ念慮が薄くなつて来る、又多數の人が集ると、其の内には自己の利益にならぬとか、自己の意に副はぬとかより、種々の事を謂つて人を中傷したり、讒誣したがるものである、されど執行者が夫れ等の事情を詳く知ると見れば、容易にそんな事もし

數へ来れば實に種々の不利益があるが、一々舉ぐるまでも無く分り切つて居ることである、一人の人をして、終始其の事に當らしむると否との利弊は、決して考慮を費して後らに知ると云ふほどのことでもなく、極めて無造作に分かることである、

由來典獄の職務は、普通の事務だけでも、他の官吏には見ることの出来ぬ程に繁忙なものである、然るに之に建築と云ふ大事業を荷はしむることになり、而かも其の建築は直營事業であつて、囚人を使役して行くと云ふことであると、之に對する吏員の配置、囚人の戒護、工事の設計、施行の監督、材料の購入及之が管理、職工の監督等、種々

の事に涉つて仕事をせねばならぬのであるから、決して普通人の克く耐ゆべき所でない、殊に建築工事など云ふと、如何なる譯か内外に非常の我利的の者が集り來り、所謂一攫千金の大儲をしやうとする者が多い、是等の者は仲間の紛争より、又往々官署に對する我利的の怨恨を含むのである、又内には不都合者の處分より生ずる不平者等ありて、何も蚊も皆一に監督者に蝟集して來るのでありて、監督者の立場は腹脊に我利的の怨敵を引受くると云ふ譯にて、實に辛いと謂はねばならぬ、此の時に當て上には在る人、若し其の監督者に同情なく、不安を懷き居ると云ふ譯であつたならば、其の人の善き事には留意する事なきも、悪しき事には忽ち耳を傾けると云ふ事になるから、其の執行者の事とし云へば、事々物々に付き理窟を並べ(？)其の意見を拒斥すると云ふ次第でありて、苟りにも同情を表するとか、其の勞を犒ふとか云ふ様のことがないと云ふ譯であつたならば、如何なる者でも中々我慢の出來得るものでない、官吏と云ふ者は妙な者で、唯夜睡に勉強したとて

も夫れで善ひと云ふ譯には行かぬ、是は獨り建築計りではない、總ての事務を無頓着にして置くときは、怨みも敵も出來ないで、人に悪くも謂われぬが、一生懸命に働くと、種々難多の不平や苦情の起る者である、殊に又一層妙な事は其の不平や苦情の取るにも足らぬ中傷や譏諷に心を動かす様な人物もありて、秩序も官紀も滅茶苦茶にする様な事も随分ありだ、是でも尙善く耐へる者ならば、其の人は恐らくは普通の人間ではない、實に其れは非常の豪傑か、左なくば非常の〇〇〇的人物であると信ずるのである、故に其の人を換へるの不可なるを知らば、最初よりソナナ事に心を動かさぬ即安心の出來る丈けの人を探んで、充てるが肝要である、それから次に困るのは

監獄建築中は、紀律其の他の整理が最もすれば敗類し易いのである、

建築を直營として施行するときは、其の事務に幾倍すると云ふ有様でありて、一般に繁忙になつて來るから、吏員思想も其れに相應して來て、恰も戦時にも處する様の有様になつて、何事も進

築で忙しいと云ふ辭柄を以て、諸般の整理は疏になり、又紀律は建築中は仕方がないと云ふ口實で、之を顧みぬと云ふ譯になりて來るから耐らぬ、事務でも紀律でも片端からドン／＼と破れて來て、囚人は殆んど刑罰執行中に在る身でない様の状態になつて、折角立派の監獄が出來る時分には、吏員囚人共に不紀律となる、殊に恐るべきは前にも云ふ如く、建築など云ふと種々の悪弊が生じて來る、甚しきに至ては其醜を天下に暴露するに至ると云ふ實例も世間に澤山ある、是は畢竟總ての事の不整理不紀律に伴ふて發するのであるから、之が發生を防ぐ計りでも、中々大仕事である、兎に角右様の事にナツタならば、構造はヤツト文明的に出來上るも、其の内容は立派の野蠻のものであると云ふ様な、甚だ悲しむべき有様に陥るのであるから、上下共に此の點には注意せねばならぬと思ふ、それから次は

建築に於ける吏員の事である、

監獄建築の事は、勿論監獄普通事務以外であるから、其れに關する吏員即ち技手は無論の事、建築

の事務員も、囚徒を使役する看守も、置かねばならぬ、然るに技手も置けぬ、事務員も殖せぬ、看守も増せぬと成ては、随分當惑する次第である、本來ならば監獄の建築をすると云ふ見込があれば、同時に之が吏員必要の事も聯想して、相當の豫算なり何なりを設けねばならぬと思ふ、是も愚智請負にすると云ふ方針なら兎もあれ、苟くも囚人にさせると云ふ見込ならば、吏員なくては出來ぬ事は分り居る事である、無形的に働かざるべき仕事であつたならば、少し位無理でもやれぬこともあるまいが、實形的に働かねば出來ぬ仕事と來ては、どうしても其れ丈けの人を要することは、三才の童子も尙は且つ知て居る、堂々たる國家百年の大計をするに於ては、夫れ丈けの仕組を以て仕事をすることは當り前である、費用を節すると云ふことは、總ての事に於て必要であるが、それがなければ運轉か出來ぬことの明白であるにも拘わらず、其の機關を設けぬと云ふことであれば、之は甚だ困つたものである、尤も我國では、是迄随分別に其の仕組をせずして、立派に(?)出來上つたと云

ふ話であるが、夫れは吾輩も知て居る、故に吾輩は常に其の人に劣かに敬服して居る、併し個様の事の豪いとか、不豪とかを決するには、只其の機關がなくして、ヤツタから豪い、機關を設けてやるから不豪とは云へぬ事と思ふ、其の出来た物の如何に就之を決せねばならぬ事と思ふ、今日でも随分御先き真暗らでヤロウと思へば、別に六ヶ敷も怖ろしくもなく、随分ヤル者も澤山あるが、夫れでは實際甘く行くか行かぬか分からぬから、中々險香の次第であるが、夫れでも是で澤山の監獄が甘く出来ると思へば、吾輩は甚だ典獄の職務を怪しむのである、何となれば、今日司獄の事を云ふ人、口を開けば即ち曰く、司獄の事は至難である、繁忙である、人員が比較的不足である、人物が割合に寡少であると、而かも尙其常務に幾倍する建築工事を彼處でも、此處でも、手に仕上ると云ふに至らば、吾輩は其所謂至難、繁忙、人員不足、人物寡少などと云ふ、あらゆる不平の話しは、全く嘘で唯だ世間に對する一つの策略にてありしと判断せざるを得ざる次第である、併し愆く云は、人又謂はんか、夫れはソノ謂ふ次第でない、是迄甘く建築を出来た人物寡少と云ふ事は他の人と同じく感じて居るのである、只非常の勉強と、勇氣と、耐忍(果してソノアあるならば、其の人々は建築をせぬ時は、曾不勉強、不勇氣、不忍耐であると云ふ事になるヨリダ)とでヤツタのである、殊に夫れ等の人は勿論豪い人であると、夫れ豈或は然らんだ、然し其の様子の豪い人を標準として、全般に行ふ事は中々六ヶ敷い、若し強てソノする時は、屹度事實に無理が出来て、結局國の不利益となるから、吾輩は之を斟酌して先づ此位にするが宜しからぬと思ふ、即ち

建築工事に就て、典獄のする仕事は囚人使役の監督、材料の保管及以上の事に關係して居る吏員職工等の動息監督だけとして、建築の設計(勿論典獄をして參與せしむるのである)材料の供給、工事の施行等は總て本省又は地方廳(監獄署以外)に於てする

ことにしたならば、相互に非常の無理もなく圓滿に竣工し得べきことであらふ、何も渠も地方廳又は典獄に委かせるような、委かせぬような主旨でありては、結局事業の上に不利益を與へるから、寧ろ地方廳に委かせるか、又は全く本省の直營にするか、此二つの内一つを選ぶ方が大に立派であつて、結果が宜しかるふと信するのである、これは別に多くの費用を要する譯でない、本省なり又地方廳なりで、技手と屬と四五人も出せば充分である、其の以下の雇員等は皆建築費より採用する事が出来る、技手や屬の四五人位は、二十萬三十三萬の大事業の上から見れば、實に僅のものである、又此の位のヤリ線はしようと思へば、多數の人の中より、アウダも成る事と信する、誰でも職務は大切であるから、何んでもやれと云われれば、出来ぬとは云わぬが、人の腦力にも限りのあるものであるから、あまり無理の事を強ゆると、何れ

かへ夫れ丈けの破綻を生じ、結局は百年の計を誤るの不利益を來すのである、今よりいへば各地に建築が始まると云ふ事であるから、苟くも新業に關係を有する人士は、此の事に付て善く考へて貰ひたい、吾輩は決して徒らに個様の言を好む次第でない、又此の言を爲して別に敢て求むる所ありと云ふ次第でもない、只斯業否國家の爲め、何分にも黙して居られぬから云ふのである、若し同情の人士ありて、虚心平氣吾輩の言を聞かると、ならば、屹度首肯せらるゝであらふと信する、併し之を聞かれると聞かれぬとは只自然に任せ置くとして、吾輩は爰に此言を述べて、將來此事業の成行を注視し、此言が杞憂に屬せん事を祈りつゝあるのである、而して此言が全く杞憂となりし時には、吾輩は國家の爲め、大に太白を擧げて祝する積りである、

統

計

し少にあらざるよし云々

○囚人日曜日就役不就役問題に就て

作業に服すべき囚人に對し日曜日は全然之を休役せしむべきや將た日曜日は半日就役せしめ午後に於て教誨教育を施し若くは發信、理髮等の爲め休役せしむるを以て可となすやの問題に就き予輩は嘗て本誌雜錄欄内に於て之を云爲せしことありしに爾來本問題は我監獄社會の疑問となり可否の論評を試むるもの漸く續出するに至りたるは即ち所謂論者が監獄問題に忠實なる所以にして予輩は極めて之を喜ぶと同時に是否の争點に就き茲に一刀兩斷的の裁定を降すことは姑らく之を避けんとを欲したりと雖も予輩は即ち此問題の提案者たる責務を有するを以て敢て重ねて休役論者に向て質問を試みんと欲す、即ち予輩の前論は近時監獄改良に伴ふ經費の範圍は國庫支辨法の施行と同時に豫約的限定せられ尙未必條件として今後更に監獄收入を増加せしむることを得れば即ち其増加收入は直に之を他の必要なる監獄改良費に向て融通支出することを得ると云ふ所謂當局主務者と大藏省との間に協定したる豫約を重ねたる結果に出でたる監獄經費論に其基礎を築きたると、一面亦我

雖も明治三十二年中監獄則施行細則の改正に依り日曜日を全日休役せしめ一面監獄の實際に就て之を観察するに日曜日の午前は教誨施行の爲め殆んど半日を要すと雖も午後は全く全囚を監房に幽閉し拱手空坐せしむるもの比々として皆然らざるはなし、空坐拱手是れ亦監獄の用務なりとせば「三生」の所論亦敬服するに足ると雖も定役囚に斯る空手徒坐を許すべきにあらざるのみならず事實は全く「三生」の所謂日曜日の午後に於て隨時に行ふべき發信、理髮等の用務に利用せられあらざるを如何せん是れ即ち予輩が休役論者に問はんと欲する其二なり、之を要するに定役囚に對する日曜休否問題は經濟の思想を外にしては殆んど論究するの價値なきが如しと雖も行刑紀律の上之を利用するの道なき以上は法律の精神に立戻り經濟思想を涵養且發揮する素より何等の差支あらざるのみならず寧ろ進んで當局者の採るべき方針たるべきことは予輩の確信して敢て疑はざる所なり、要するに予輩は行刑上の紀律を無視して迄、休役を否定するものにあらざり日曜全休の監獄は果して紀律を確保し得られつゝあるや否や、(?)而して亦能く之を監獄の最終目的即ち換言すれば囚人の感化改良を促進するに利用せられつゝある乎、此疑問に對しては予輩は殆んど論者の言の理想に

國刻下の國狀に於て下等勞動者は經今日日曜日と雖ども役々其業務勞動に従事せるに拘はらず刑罰執行の必要條件として法律上強制勞役を科せられつゝある定役囚は之に反し休役せしむると云ふが如きは社會の眞民に對比し權衡を失するのみならず刑餘者は即ち他日多くは下等勞動者と伍を同ふし社會の競争場裡に役々たらしめざるべからざる主義を以て定役を科する法律上の議論より割出したるに過ぎざりて、若し日曜日を全然休役せしめ終日他に此休役者に執らしむべき要務ありとせば日曜日全日の休役索より何の不可なるなしと雖も休役論者の所謂日曜日の全休は即ち前週來の囚人の疲勞を慰し兼て其翌週以後の勞働力を涵養せしむる所以なりと云ふに至ては予輩は全然論者の所論は眞に架空の理想に過ぎざりと云ふに敢て躊躇せざる所なり、是れ即ち予輩が休役論者に向て日曜日全日休役せしめらるゝ成績に付計數的統計を示さんことを欲する其一にして亦本誌前號所載「三生」の所謂隨時行ふべき發信、理髮、衣類の澀濕補綴等に移して以て之を日曜日に於て行はしむるに過ぎざるを以て日曜終日休役せしめれば連經濟上の得失なしと云ふ論旨にして果して今日の事實なりとせば予輩の經濟的非休役論は正に白紙を掲げて生の軍門に降ることを敢て降せずと云ふと

過ぎざるを信ずると同時に重ねて茲に全休論者の再考を煩さんと欲する所以なり、尙序に一言すべきは予輩の平日就役論は今日の監獄の實体より主論せしものにして絕對に之を主張するものにあらずると同時に苟も日曜全休を以て果して能く囚人の感化改良を促進するに利用するを得ば尤も可なりと信ずる所謂相對的非休役論にして行刑の紀律、感化改良主義を外にして迄、予輩は監獄經濟論を唱ふるものにあらざることと讀者の記憶に存せられんことを希望に堪へざるなり (協會手)

○楷級制施行に就て

現行監獄則并同施行細則は遇因上多少の楷級制度を認め、賞表の有無若くは其員數に依て其處遇を殊別したるは事實なり、然るに近時監獄改良事業漸く進歩するに従ひ監獄當局者の方寸を以て法令規定以外に別種の楷級的處遇法を案出し現に之を施行し來れる地方渺なきにあらざるが如し、而して其地方に於て隨意施行しつゝある楷級制なるものは畢竟其典獄限りの自由裁量に過ぎざるを以て其規定區々に出で殆んど歸する所なきは蓋し事實止むを得ざる所なりと雖も予輩の想像する所に依れば隨意所定の楷級制度中遇因上聊か奇異の感を抱かしむる箇條なきにあらざるが如し、例へば處

罰執行中と雖も書籍の看護を公許し若くは書信の發送接受を制限し或は行狀不真なる者に對しては殊更に嫌惡すべき作業を賦課する等の類にして甚だしきは法規を無視し特種の待遇を爲せるが如き嫌ある向、未だ之れなきにあらざるべきを信ず、果して然らば右等の任意的階級制の施行は何れも主務省に於て是認したるものなるやと云ふに予輩は事苟も法規に背反する嫌あるもの勿論之を違法の待遇法なりと云ふに躊躇せず、而して從來法規以外の階級制を施行する地方は主務大臣の認可を経來りたるやと云ふに是れ亦未だ何等の手續を了したる府縣あるを聞かざるのみならず亦是等の事項に付主務省に向上申報告を爲すべしとの規定もあることなし、去れば當局主務大臣は從來現に施行しつゝある任意的階級法に付ては全く之に干與せず、亦之に向て監督も行はれずと云ふも可なるが如し事實果して然りとせば是等は實に治獄統一上殊に在監人處遇上等からざる關係を及ぼすべきものなるを以て此際畫一の方針を定め一般に階級制施行の範圍を擴張せらるゝか若くは甚くとも幾多の階級法を行はんとする府縣は其規定案に就き豫め主務大臣の認可を承けしむること、且監督の屬行を期せられんことを希望すと某監獄巡閱者は云へり予輩も亦本職に同意を表するものなり

○巡查看守退隱料受給者任用
通報の件に就て

本月二日司法省訓令第六號を以て巡查看守退隱料及遺族扶助料法に依り退隱料を受くる者又は受くべき資格あるものを判任官待遇以上の監獄官吏に採用したるときは其任用廳より俸給額及俸給支給の開始、廢止又は増減したるときは其額及其月日を臺灣總督廳府縣長官に通報すべき旨を規定せられたり、本令は巡查及臺灣の巡查看守に限り適用するものにして以上は同法律施行令に依り其職定官廳を異にしたるより本年閣令第一號巡查看守退隱料及遺族扶助料取扱規程以外に屬し退隱料支給停止を要する場合に於て此必要あるに依る、尤も内閣恩給局の管掌に屬する前廳以外の者に在ては閣令第一號第十六條第十七條に依り内閣恩給局及支給廳に通知すべきこと、なれるを以て本閣令に依り相互の聯絡を通じたりと云ふべし

○休職者退隱料及扶助料算出
の件に就て

予輩が前號の雜報欄に豫報したるが如く看守休職中退隱料及扶助料算出標準の件は本年八月廿四日

付を以て左記の通閣議決定の旨、此程内閣書記官長より一般に通牒を發せられたり
閣議決定 巡查看守退隱料及遺族扶助料法の適用を受くべき職員は休職中又は休職満期に依り同法の給與を受くべき事由の生じたる者に關しては其の休職を命ぜられたる當時の月俸を以て退職又は死亡當時受けたるものと看做す云々

○巡查看守退隱料及扶助料法
疑岐の件に就て

本年法律第三十八號巡查看守退隱料及遺族扶助料法は既に本年八月一日より施行せられ施行の日尙淺きを以て當局者の疑問多かるべきは予輩の豫想せし所なりしが比較的疑岐の點少なきは蓋し法律の完美なるに職由せざるはなし、今該法律施行後其筋に問合されたる疑問對解答を左に掲げ讀者の參考に供せんとす

一、看守にして疾病に罹り其職に堪へざる旨を以て醫師の診斷書を添付し辭職願出でたる場合に於て官署は其事由を認めざるときは之を免職することをを得るや
(答) 其事實を詳査し果して虚偽の疾病と認め若くは職に堪へざるものと認めざる時は適宜其職を免ずるも可ならん

一、看守定員の減少等に依り諭旨して退職せしめたるものは事務の都合に依り退職を命ぜられたるものと看做すべきや
(答) 然り
一、身體若は精神の衰弱とは疾病と異り單に老朽を意味するが如し果して然る乎
(答) 然り

一、法律第二十八條但書中現に給助を受くる者又は既に受くべき事由の生じたる者云々とあり既に受くべき事由の生じたるものとは事實の發生したる時日に依るや將た亦官署が認定したる時日に依て區分すべきや
(假例茲に七月下旬に於て勤続滿十年以上にして自己の便宜に依り辭表差出したる者に對し八月一日以後に至り辭令を交付し其職を免じたるときは巡查看守給助例に依り退職給助を給するや將た新法執行後自己の便宜に依り退職したるものと看做し退隱料を給するの限りにあらざる哉) (答) 此場合に於ては表面の退職は新法實施後にあるを以て後段見解の通退隱料を給するを得ず但傷痍給助、死亡給助は其事實の發生したる當時の規定に依る可とす
一、法律第八條に扶助料は寡婦に給す寡婦死亡し又は扶助料を受くべからざるときは子に給すと

のみありて子の子たる孫に給すべからざる乎
 (答)法律は更に子とのみあるも法定家督相續の
 順位に依り他に扶助料を受くべきものなきときは
 孫に給することを得べし
 一、法律第十一條國籍を喪失したるときは退隱料
 を給せしとありて閣令第一號中國籍喪失に關す
 一證明の規定なし如何
 (答)國籍喪失を認定したる官廳より支給主管省
 に通知するの外なけん

寄 書

○命令の施行時期に就て

愛知縣監獄署 平民主人

一昨三十二年勅令第三百四十四號を以て發布せら
 れたる一部改正の監獄則は別に執行時期の明示な
 きを以て一般の施行例即ち明治卅一年法律第十號
 法例の規定に依るべきものと信せしに當局者は明
 治十九年勅令第一號公文式の執行例に依るべきも
 のと解決せられたり、當時余輩は疑義氷解せざる
 廉あるを以て大方の示教を請はむとせしも少しく
 思ふ所ありて之を控へたり、然るに本問は特り監
 獄則のみならず廣く一般命令の執行に關し從來法

會社會にも多少の疑問となり間と兎角の議を狭む
 ものあり且將來獄務に關する法令に付き這般の疑
 義を再びするは豫想し得べき事に屬するを以て聊
 か所見を述べて諸士の叱正を仰くは強ち無益の業
 に非ざるべきを信ず看者之を諒して可也
 法例の規定に依らず公文式に依るべしとなす論者
 の要旨は想ふに左の點にあらんか

一、法例第一條に使用されたる法律なる語辭は
 憲法上の法律と同義にして單に形式的法律を
 指したるものなること
 二、沿革上法例の前たる公文式には明かに法
 律命令と書したるも法には命令の二字を除き
 たるを見れば法例上法律なる語辭は單に法律
 のみを指し命令を包含せざることを確定する
 に足ること

三、法例制定の當時立法者が草案理由書に説明
 して曰一本案は本條の規定を單に法律のみに
 限りし是れ命令執行時期に關する規定は之を
 命令に譲るに至當と認めたるを以てなり云
 々とあるを見ても明かなり
 左の三點は論者が結論を築きたる根據なり、然れ
 ども余輩は遽かに論者の説に首肯する能はざるも
 のなり請ふ先づ該法制定の主旨に關し余の見る所
 を述べ逐次首肯する能はざる所以を言はむ

(一)、論者が法例の法律なる語辭を憲法上の形式
 的法律と同義なりと解釋せられたるは畢竟單純な
 る文理解釋上の見に過ぎず、能く立法の主旨を發
 へ之を論理的解釋の側に於て觀察すれば形式上の
 法律なりと速了するを得ざるのみならず若し斯く
 解釋して之を事實に適用せば忽ち立法の主旨に衝
 突し種々混雜を惹起し結局立法の主旨効力を没す
 するの危懼あるを免れざるなり、抑も法令の執行
 時期に關しては從來同時主義異時主義の二種あり
 り、同時主義は全國一齊に執行するものにして法
 令施行上の統一を期し偶々混雜に陥るの弊を避く
 るの便あるも異時主義は之れに反す、而して交通
 機關の完備せざる時代に在ては止むなく異時主義
 に依らざるを得ざるべきも今日の如く漸く完備せ
 る時に在ては寧ろ同時主義を採るべきは當然の順
 序なりとす、立法が公文式の異時主義を捨て法
 例の同時主義を採りたるは能く機宜に適したる處
 置にして立法の主旨亦將さに是に存す、蓋し公文
 式制定時に於て同時主義を採り全國一齊に施行
 せむとするも前述の如く交通機關完からず到底異
 時主義に依らざるの止むを得ざる事態なりしを以
 て各府縣廳に官報到達の日數を豫定し其到達後七
 日を標準として施行時期を定むるの便宜に出たる
 のみ、而して公文式は特り法律のみならず汎く法

律命令即ち一般法令の施行例となし法律は異時主
 義に依るも命令は否らずとの不統一規定を避けたり
 しは是れ法律命令は立法上制定手續にこそ區別
 あれ國法たる實質上の効力に至りては毫も軒輊あ
 ることなきを以て取て施行時期を異にし法令施行
 上の混雜を招くの愚に陥るの要なきを以てなり、
 論者が例證せし憲法上の法律は其命令を包含せざ
 るや固より論なく而かも之を以て直ちに法例上の
 法律と同義ならしめむとするは果して其の當を得
 たるか、憲法上の法律は絕對的に形式に使用され
 其の間何等の理由を執むを容さず、然れども法例
 上の法律は此の如く解釋の餘地なき窮屈を忍ぶを
 要せず寧ろ立法の理由を認め其の主旨効力を擴張
 するの解釋を採るを適當なりとす、公文式の異時
 主義が不便なるに更へて法例の同時主義の便利な
 るを採りたるの主旨を了せば何ぞ法律命令の形式
 的區別を争ひ強て不便不利なる異時主義を圖るに
 足らむや、要するに余は法例上の法律は恰も刑法
 第一篇第一章法例の部に「法律に於て罰すべき云
 々」「法律に正條なきもの云々」「法律は頒布以前
 に云々」と言へるが如く之を實質的に使用したる
 ものと解し汎く法律命令を包含せしむるものと信
 ずるものなり
 加之若し論者の如く法律は法例に依り命令は公文

式に依るべしとの片端的解釋を採らむか忽ち不都合なる事例を惹起し國法の施行を混雜ならしむるの虞あるを免れず、例へば今茲に決闘の所爲を罰せむとするの法律を發布したるとき即ち法例に依り滿二十日の後全國同時に施行すべきを以て甲乙兩地に混雜を生ずることなきも若し勅令(憲法第九條に所謂獨立命令)を以て或る罰則の規定ある命令を發布したりとせむに論者の解釋に依り公文式の規定に依らむか例へば神奈川県に於ける施行期日は即日(官報到達)なるを以て當日該令に違犯したるものは神奈川県に在ては一の犯罪たり、然るに犯罪同時に同地を發し汽笛一聲大阪府に行かむか大阪府に於ける施行期日は四日目を以て同地の執法者は之を目的するに犯罪者を以て遇すること能はざるべし、論者は右等の不都合を避けむ爲め公文式の異時主義を捨て法例の同時主義を採りたるの便利を稱ふるの傍ら尙ほ命令の場合には之を忍ぶべしと謂ふか、其他甲乙兩地に於て法令の効果を通信上によりて生ぜしむる命令を發する場合もあるべし、此等の場合に於て各府縣施行時期を異にせむか甲地は施行力ある法令の規定を用ひし其効果を生ぜしめむとするも乙地は未だ施行力なきを以て是れに應ずる能はざるの不權衡を生ずるやも亦知るべからず、右等の設例は余輩の

直接關與せざる所暫く之を忍ぶべしとするも過般監獄刑改正の際に於ける給與工錢の一事に徴して之を見よ各縣施行時期を異にするの結果現に同一の監入に於て區々厚薄を生ずるの不都合を見るに非ず、凡そ此等の不便不利は立法の局に當るもの常に機宜を察し之を除去するの措置をなすを要す、法例の規定は實に此等の不便を除去するの目的を以て既に立法者たるの職責を盡したるものなり、法例の法律なる文字に多少感はしむる雖あるも執法者たるもの宜しく大局に明を注ぎ適切活斷の解釋を取り以て施行上の便宜を期すべし命令と(二)論者が沿革上公文式には明かに法律命令と書し法例には命令の文字を除きたるは即ち法律のみを指したるものなることを記するも立法者が從來使用したる法令の用語必しも一定したるものと認むることを得ず、時に法律命令と書し或は法律規則と云ひ若くは單に法律と云ひ區々一定せざることあり宜しく法令全体の主旨を見て實質上適當に區別すべきなり、(形式上に用ひたること明なるときは論理的解釋を容さざるは勿論なり)余の見所に依れば公文式に法律命令と區書し法例に命令の文字を除きたるは敢て之を區書するの要なく況く國法の施行例たらしめむ爲め之を實質的に用ひたるものと解するを適當と信ずるものなり、

(三)、論者又立法者の草按理由書を楯として命令の包含せざることを主張するも元來草按理由書なるものは立法者が内部に於ける説明に過ぎず之を參考とするは固より差支なきも一旦國法として發布せられ而かも本問の如き其主旨に合はざる不都合を見る場合にまで強ひて之を遵守するの要なきなり、尤も該理由書に言へる如く命令の施行時期に關する規定は之を命令に譲るに至當と認めたる云々とあるが故に若し將來に於て命令の施行時期に關する規定の發布あらんか即ち之れに依るべきは勿論なるも然らざる以上は命令も法律中に包含するものと解し法例に依るに至當と認むるものなり假りに一步を譲り該理由書の如く命令を除外したるものとするも立法者の意は之を除きたるが故に命令は直ちに公文式に依るべしとの義にあらざれば將來に於て別に命令に關する施行例を設けんとするの意を現したるに過ぎざるのみ、論者尙ほ之をしも否認せむとするか、要するに余は將來別に命令に關する施行例の發布あるまでは一般法令の施行時期を總て法例の規定に依らしむるを以て相當と信ずるものなり

○監獄之寒暖 (實踐の述懐)

大分 佐藤 久江

今年之計は唯元旦に在り元旦之計は嘗一日に留り一日之計は只己れに存す己れ監獄有るを謂て萬人是れに應じて以て斯道之成長を計る嗚呼今日驚くべき改良進歩之長足たらしめたるは果して誰れの豫言なる哉敢て此の鴻意を謝せざるべからず監獄に於て大船之乘客は世界の病者をして全然治療を行ひつゝあるは昔日之比に在らざる也熟らく獄務之實踐を等め聊か破硯を叩き江湖之諸士に質す請ふ幸に本誌之餘白を賜はむ事と

曰く獄醫と衛生

は地方有士之喧傳して一滴之水すら漏洩する處なからしめ寸分之容喘する限りなしと雖獄醫之専門に就き卑見を述べむに某因眼症を患ひ將に失明の堺に達せむとす本人之痛嘆は勿論獄醫亦大に匙を投じて全力を注ぐも患者は眼科専門醫之來診を申請したるに幸ひ工錢之餘裕あるを以て厭の意を遂げたるも若し積財なき不幸之囚人たらしめば其罪を恐むで其人を罵まざる法之原則に反比例の術を演せむ然り而して急善遲惡之病體は豈に等閑に付すべきや聞く眼病の如きは猶且専門醫之必須ある可しと果して然らば夫れ只専門醫之來診耳にして

足れりとせず各其治療藥石之法方に至ては又大に困憊を訴ふるに至る監獄衛生豈に偶然ならむや。

曰く病囚と食料

眞民家に在り自由の身なりせば飲食に好不好あり各其欲する所に従ふと雖縲綯の中に呻吟せる囚徒は常に好まざるも食せざれば終に餓死す故に已むなく眼を閉ぢ忍びて飲食するも一朝病弱に犯され例令生卵は滋養なればとて強制的服せしむるときは却而吐瀉し愈々衰弱の極に達す之れに反し各其好む處に隨はしめば進まざる食物も或は食物之咽喉を通ずる媒介となるに至らむ看護愈々啞重不滿不からしむるも妻子の如く有らざる可し爰に於て乎初て知る食物之病囚に於けるは他に良策を講し病囚之便利を及ぶ限りは數多之繁悶を不省工錢の貯藏なきものには層一層の勞を吝む勿れ且つ病者は誰れたるを不問食事之時間を制限せらるゝに於ては甚だ不便を感ずるに至る例へば十分前は食事之心起るも其機を經過するに及べば則ち止む止むて之を強るは有害て益なし當局者宜敷猛省せられむとを爰に九死一生之重病囚一器之湯水を乞ふも終に間に合はするとなく見るゝ絶命之懇嘆を誰か對岸の火災視するに忍びんや。

歸善之好件侶として各囚に看護許可之恩典なるに

ぬことと思ひたるに今典獄の俸給額を聞ては大に恐れ入る他の行政官吏も典獄も等しく政府の官吏でありながら何たる不權衡であらふと嘆じて止まざりき云々

以上は吾輩も同情を表せざるにあらざれども昨三十三年三月勅令第九十三號を以て地方高等官俸給金を改正し尙府縣に依り加俸の制をも設けられたり爾來今日迄は一回若くは二回昇級せざる典獄は恐らく一人も之れなかるべし併し他の高等官に比すれば甚だ冷遇と云はざるを得ず去現今の財政上より云ふときは先づ可なりと云ふの外之れなく又巡查看守は本年四月勅令第五十七號を以て九圓乃至二十五圓迄俸給令改正せられたり之れ大に其し唯獨不幸なる者は監獄書記看守長なり今各監獄書記看守長の俸給額を調査するに二十圓以下若くは十五圓未滿の特別判任多數なるを認む而して從來縣屬警部書記看守長の俸給と比較するときは何れの府縣も監獄官吏は割合懸しく平均額最低し故に警員中轉免等之れなき以上は幾年を経るも昇給の途なく他の屬官警部は二三回昇級すること能はざらざる書記看守長は一回だも昇級すること能はざるなり殊に書記看守長と看守との俸給を比較するときは何たる不平衡とや尙も上官として看守の上に立つ者が却て下級の看守より薄給とは如何

も不拘無教育と身分儀に肥饒の有るも其實四書之看讀申請あるを見る(常囚)其文字之何物たる乙乙知徒らに虚飾的を學ぶもの果して如何只甲たる乙乙は甲に否戒護者に書餅を賣るは愚亦甚しからずや直接戒護者たる看守は深く活眼を以て神明懼るべき威念を抱かしめよ戒護者の右に出づる囚徒の爲め冷寒せらるゝ勿れ且つ輕々視する勿れ監獄は買ひ付けに在らず入監あれば出監あり大赦あれば特赦あり後日社會に泳ぎ共に國家之守護役なれば留意して監獄之監獄たる本分を忘るゝ母からむと看讀之恩典は却て無用之冗費と化し滿期後別房之奴に露入らしめむ事を誓ふ嗚呼政宗之利刀も小兒之陋弄物と嘲笑を招くに至る記して後日再び諸賢士と見みゆる事を期す矣。

○監獄判任官の俸給に就て感あり

齋藤涅髮生

本會雜誌第十四卷第七號思ふまゝと云ふ題にて勇川君は一人あり我輩と共に語る談個監獄の事に及ぶ其人曰く吾々は平素監獄の事に餘り氣を留めて居らぬから知らぬが典獄の俸給は如何許のものかと我輩某之を説明す其人曰く司法官は増俸だの何かと謂つて運動したが夫れは如何にも無理なら

にも權衡を失するの甚しきものと云はざるべからず且看守は衣服其他一切寒暖に應じ官より支給せり之に反し書記看守長は看守より薄給なる上に衣服其他悉皆自費を以て支辨せざるべからず看守は年々新服を給與せられ制規通季節相應に更衣するも書記看守長は自費を以て容易に新調すること能はず不得止真尙冬衣を着する者あり甚しきは羊羹色に變色したる弊服を纏ふ者あり自然部下否在監人の輕侮を受くるや必せり之れ果して罪の罪や最も他に資産ある者はいざ知らず無資力者にして僅か二十圓以下の薄給にて一家數口の衣食費に充つるに足らざらんや俸給にて制服を調製するに於てをや聞く實際に於て充分節約するも現俸給にては月々若干苑の不足を生し米代宿賃等支拂ふこと能はず常に滞り勝なる者多々之れありと果して然らば自然人民に對し負債を起すの姿にして官吏服務紀律に違背すと云ふも敢て臆言にあらざるなり

今日は口には監獄改良紀律威嚴杯と云ふも如斯にして如何ぞ能く監獄を改良し威嚴を保ち紀律を勵行し看守に對し指揮命令行はるべきや吾輩は或二三の縣に就き調査したるに二十圓未滿の書記看守長にして既に六七七年を経過するも未だ一回だも昇給せざる者數名あるを認知せり而して其理由を覺

せば日俸給に剩餘なきを以て如何せん昇給せしむるの途なしと書記看守長の現行俸給令及特別判任の制を設けられたるは其年月等は肥肥に存せざるも早數年前なりき其時代の物價と今日の物價と比すれば殆ど三四倍の高價ならん而して増俸の途なきが爲め其儘之を數年間放棄し置が如きは其責任何れにありや此物價暴騰の時に際し酷も亦甚しからざや千里の駿馬も食飽かざれば其能を爲さず却て驚馬に如かずと況んや喜怒哀樂の情ある人間に於てをや

於是乎吾輩は一の考案あり監獄判任官の官制を改正し十五圓未満の特別判任は勿論二十五圓以下の書記看守長を全廢し各課長一名支署長一名づゝ三十圓以上の書記看守長を置きは足れり而して二十五圓以下は看守部長看守とシ從來書記看守長の執り來りし職務は凡て之を部長以下に擔任せしむる方却て權衡を得るのみならず監督上に於ても將た指揮命令の點に於ても圓滿に行はれ好果を奏するや明なり看し陸海軍の如き別に文官を用ひず總て軍人軍屬に執務せしむるにあらざや最も二十五圓以下の判任を廢する以上は自然看守の増員を要する義なるも唯名義を看守に變更するのみなれば俸給總高に於て別に増加を見ざるべし彼服費の如きは多少の増加は免れざれども其割合に多數の看

案を主張するものにあらざ論者其之を誥せよ焉

○工錢給與に就き吾人の疑惑

滋賀 山 川 白 骨

夫れ囚人に作業を課するは敢て懲戒の意を含むにあらざる事は論を俟たず又其工錢給與に至りては全然恩惠の旨趣に出たるや明なり人或は云はん工錢給與を受くるは權利的報賞なりと然れども余は今其給與の性質の論究は姑く措き其給與の方法に就き聊か疑の存する處を述べ一は以て輿論に訴へ一は以て當路者の明教を乞はんを欲するにあり

吾人の疑惑とは何ぞや則ち監獄則第二拾二條に所謂定役囚現役一百日を經たるときは工錢云々を給すと此一百日は各別執行に該り前刑と後刑と引續き執行の場合に於て一百日ご各刑に於て之れを控除するを正當の解釋とするや否やと云ふにあり要するに刑法附則第十八條以外の各別執行のものには後刑執行に當り現役一百日の期間を控除せず工錢を引續き給與するを妥當ならんとするものなりとす聞く處によれば各府縣略其軌を同じくし概ね現役一百日を各刑別に控除せるもの如し其論ずる處現役一百日とは一罪に對する規定の語にして數罪を通じて執行の場合に共用する旨趣に

守は要せざるなり如何となれば雇員か囚人を使役する場合に更に一名の看守を附したりしも上述の如く變更したる上は或は事務を爲しつゝ戒護を兼る事も出来る便利ならん論者或は云はん果して如此するとせば判任官をして判任待遇の部長以下以降等せしむるの姿なりと成程然り然れども看守以上を判任と爲せば可なり且本年七月法律第三十八號を以て巡查看守退隱料及遺族扶助料法發布せられ普通判任官の恩給令に比すれば優るあるも劣る處なきが如し

吾國の監獄官吏は一般官吏の下位にあるを以て何となく社會より輕侮せられ自然監獄改良上にも影響するは尠少あらざるなり之れに反し歐米の監獄官は位地高く自ら監獄官となるを名譽とし隨て尊重優待せらる即監獄事業の進歩する所以なり吾國司法監獄に於ては作業收入の幾分を監獄官吏の年未賃譽に充つる由なるも此等の方法は餘り感服致さず聞く吾國も作業收入を以て書記看守長の増俸に充つるの説を爲す者ありと如何財源なきにもせよ監獄判任官の俸給に充つるが如きは尙更不都合と云べし

以上の如く論し來るも吾輩は絶對的に主張するものにあらざ實に止を得ざるの窮策に過ぎず故に如何かに判任官増俸に充つるの財源あらば飽きて本あらずと余は此單純なる理想を以て直に其法文を活動し得たるものと首肯するを得ず何となれば監獄則に所謂一百日とは何が爲めに規定したるか或は其期間に宜しきを得たるものにあらずとの説をなすものあるべしと雖も兎に角作業習熟の期限に充てんと欲するにあると雖も爾り工錢給與は實に恩惠的のことに其出監後生計の資をなさしむるの目的なるが故に僅々一百日以下のものに對し之れを給するも其額尠少なるのみならず其煩に却つて國家經濟上不利を來すと尙且つ工藝習熟に要する期間を推定したるに外ならず

然るに今若し各別執行のもの(刑期間内再び犯したるものは除く)に對し後刑の現役一百日以内の工錢を給與せざるものとすれば
第一 各別執行のものに對し各別に現役一百日を控除し工錢を給與せざるとせば全然法律恩惠の旨趣に背くのみならず二百日三百日乃至五百日も尙之れに工錢を給與し得ざるの不權衡を見るに至るべし例へば森林竊盜の如き刑法の數罪俱發の例を用ひす一罪一罪に犯罪を構成し各別執行をなすに當り第一より第五に至る各三ヶ月宛の刑を科せられたるものありとせんか此者は通して一年三月の長き間監獄にありながら給與工錢の恩澤に浴するを得ざるの不幸に陥り僅かに

現役一百日以上の人對しては此恩惠を與ふるが如き不權衡不條理に立ち至るへし

第二 各別執行も通算刑のものも(通算刑は甲乙合して一罪となるものなるも)均しく之を前科の同時若くは相前後して發覺したるものにして

雷其犯したる時の區別により法律上通算となるあり又ならざるあるのみ而して通算刑に對する

工錢給與の義は明治二十九年一月十日奈良縣の照會に對し全月廿二日警保局の回答により

通算刑に係るものは繼續執行すると放免後再び入監執行する場合とに拘はらず前後通して現役

一百日間工錢を給與せざる義と決定せり左すれば各別執行のものに對し通算の刑と區別

して工錢を給せざる理果して何くにあるや第三 各別執行のものにして各刑共現役一百日を

控除するものとすれば今茲に前刑に於て己に相當の工錢を得て監獄則第五十九條により食物購

求の恩典に浴したるもの同條但書により後刑執行に當り忽ち中斷して其恩惠を中止するは是非な

きに至るべし是れ管に工錢給與の恩惠に影響を及ぼすのみならずして佗の恩典に迄不幸を及ぼすの不條理を見るに至るべし

第四 刑法附則第十八條を見るに服役限内更に罪を犯し再び云々と規定せるを以て見れば既に罪

々白々にして一點の獨を容れず其特に刑期限内再び云々と規定したる所以のものは何んか爲なるや今更多辨を要せずと雖普通各別執行のものには後刑より現役一百日を控除せざる旨趣を言ひ顯はしたるものならずや若し何れの場合を問はず各別執行刑のものに對し一々一百日を控除するものとせば刑期限内再び云々の文字を特更用ひるの要を認めざるのみならず國家經濟の上より云ふも不當なりと云はざるべからず特に刑期限内再び云々の語を用ひたる所以のものは元來前述の如く工錢給與に實に恩惠のなり此恩惠を受くべき囚人は從順ならざるべからず謹慎ならざるべからず又懺悔のならざるべからず然るに再び犯したるの故を以て更に其恩典を中止するの實に正當なるに出でたるや明なり

以上如くなるが故に同時に發覺すると前後して發覺するを問はず一罪執行中に餘罪の發覺し各別に執行する場合は通算刑に同じく論せざるべからざるが如し

說者の曰く刑法附則は舊法のみ當時時代に於て作業に重きを置かざるが爲めに此規定を存せりとは是れ實に附會の說にして價値なきの空論なりとす然るに頃日開く處によれば當路者則各別に控除す

却て反對の結果を生じ在監中の教誨其他適切なる處遇に忽ち水泡に歸す故に刑罰の主意を貫徹せんと欲せば出獄後家庭教育の必要ある所以にして二者相俟て離る可らざるものなれば父兄をして在監中の行狀を知悉せしめ以て教育の資に供し適切な家庭教育を施さしむるの肝要なるを信ず諸子以て如何となす敢て高教を望む

幼年及懲治人をして純然感化の實を奏せしめんと欲せば須らく出獄後家庭教育の力に據らざんばある可らずして假令在監中の處遇適切にして悪少年をして改悛の念を起さしめ感化の狀顯著なりとするも只感化の發脚に外ならずして之が感念を保育するもの所在に非ざれば永久自ら其念を保ち再犯の憂なしと謂ふ可らず惟れ則ち家庭教育の必要ある所以にして少年は其骨内幼稚なると共に精神亦頗る薄弱にして事物に感染すること容易なればなり嗣て少年犯罪の起因を観るに多くは家庭教育の不長に在り故に感化の發脚を有する者をして出獄後尙之を不良教育の元に放任するの甚だ危険なるを覺ゆ假に改悛の念を有する者にして出獄後尙罪惡人と爲し或は感化の念薄き者に對し改悛者と認め父兄の之に接し適應の教育を施さざるとせん乎

るの方針を採れりと果して然る哉否や誠に憂慮に堪へず管に吾人一己の疑のみならずや又吾人と共に誤解せらるるものなしとせず故に貴重之餘白を借りて以て予の不明を表し敢て垂示を請ふのみ

○幼年及懲治人放免せしとき

在監中の行狀を其父兄に通知するの可否如何

在讀島 高浦源次郎



○匈牙利國々立感化院

(匈牙利國司法部出版)

第一章 緒論 法律大學 生 中 條 庸

國民の幸福及び進歩の基礎及び要件は吾が子弟に德義心を涵養し法の尊重心を注入し及び此の精神に依て其の智育的能力を發達せしむるの教育にあり

抑も國力の強弱はその國民の有する義務心の多少に基因し、又た德義心社會の秩序及び國民全体の生産力は國民各個人に施せる教育の眞否如何に因て其の効果を異にするを知る。若し夫れ將來繁榮

なる基礎の上に社會を置かんと欲せば、必ずや先づ其の社會を組織する各個人をして其の幼者の時より之を教育し之を養成せざるを得ず。而して此れには又た其の幼者をして其身体精神を害するの地其の有形無形の墜落を生ぜしむるの所は務めて之を避けしめざるを得ず、

幼者をして不道徳の感化を受けしめず能く之を注意し之を監督し彼れに廉耻の何物たるの適例を示し、其の之れに道義心を惹き起さしめ、且つ之を鞏固にせしむるの第一の義務者は自然的羈絆を有する其の父母なり。蓋し父母は其の親愛の情よりして其の子女の監督養育の任にありては此れに對し權力と意思とを用ゆるを常とす然りと雖も此等父母の爲す自然的保護は時に因ては其の保護者自身に於て其の幼者に教ゆ可き徳育及智育の効力を欠くとあり、又た其の父母が、其の初めより撲滅せざるを得ざる犯罪を常に爲すの性質を有し、其の身却て墜落の淵に沈むとあり。又た其の父母の死して其子を終りまで監督する能はざるとあり。斯くの如く其の保護者の欠缺せるに際しては、其の此れが幼者を保護し、其の感化も易き精神に徳義を重んじ、善事を好み正業を營むの思望を深く注入せしむるの任に當るの權利及び義務を有するもは社會なり。

社會が以上の如く務むるは、唯、に慈善心に而已驅られて然るにはならず、別に目的が他にありて存す、即ち社會上及び司法上の政策を行はんが爲なり。故に社會は無資無能の父母の行爲を補充するにありては、單に浪兒を扶助するに止まらず、國民事業の爲め生産的業務者を養成し、又た社會の秩序及財産の安寧を害す可き惡所爲は務めて之を豫防せり。

西洋の進歩せる諸國にありては、右述べし斯くの如き社會の任務は已に其の必要なるを認めたと久し。是を以て數十年來各國が競ふて幼者保護に對し、出來得る丈の努力と費用とを投じ、國家的事業として、方さに墜落せんとする浮浪の少年を保護し矯正するの設備を爲せり。故に各國にて其の設立せる感化院には入院者萬を以て數へられ、又た父母の子女に對し教育の義務を怠りしものは法律を以て之れを嚴に處分せり。

匈牙利國にありては右の如き制度は數度の政治上の革命及び數世紀間擾亂を極めたる激戦等の爲め大に其の發生が遅く、に至れり。然れども平均が恢復せらるゝや、直ちに慈善思想の主張者輩出し、殊に高僧及び婦人慈善家の奮然身を挺して新業に就き熱心に赤貧者の扶助及び浪兒保護に當れり。但し孤兒及養兒に關しては已に「モルタス」

の顯覆(一千五百六十年)以前既に「トラヤソルバム」の公時代に於て其の制度が存在し、當時にありて多數の小兒は寺院又は學校の寄宿に養育せられたり。

最初の設立に係る孤兒院は慈善心に富む貴族が不幸なる少年の放逸に委せられ、困難に責めらるゝの結果、犯罪を爲すに至らんとを憐み之を救助せんとの博愛の情より之を創設したるにて、實に百五十有餘年前の昔に屬す。爾來我が國民は此の高尙なる實例に屢々感奮され、爲めに此の種の慈善事業を陸續企圖せり、乃ち迅速なる成功を以て孤兒院救濟場、養兒院、托兒院、育兒場及び感化院等を創設し、深く人情の榮々たる曙光を表面せり。是より先き孤兒院、寄宿學校其他慈善的事業は已に其の萌芽は我國に發せり、然れども其の此れが事業の一般に勃興し來りしは實に我が名譽ある女皇「マリア、テレンサ」の指導に基けるなり。

孤兒院及其他類似の事業は茲に述べんとする感化院と同一の目的を有するを以て、余輩は匈牙利に於て從來設立せられたる該制度の一般を簡單に略述、列舉するは甚だ好趣味あるものと信ず。

一千七百四十九年設立「ケルツ、アアルフイ」孤兒院。初め法教師「エマツク、ケルツ」が十三萬三千「クロノス」の資金を遺贈し、此れに因て立てた

孤兒院にして其の名を「グスチエツク」孤兒院と稱したり。其の後控訴院長「アントン、アアルフイ」自ら之に増資し十六萬二千「クロノス」と爲せり。是を以て「ケルツ、アアルフイ」の名稱を冒すに至れり。現に八十九人の孤兒を養育し歳費出三萬六千「クロノス」なり。

一千七百六十五年設立、在「ナチ、スゼベン」マリア、テレンサ孤兒院。女皇「マリア、テレンサ」の設立に係り、現に百十人の孤兒を有し、歳費出六萬乃至七萬「クロノス」なり。

一千七百七十五年設立「テレリニアム、アラ、アルシエツ」。同じく女皇「マリア、テレンサ」の創立にかゝり、現に五十人の孤兒を有し、歳費出一萬五千「クロノス」なり。

一千七百八十三年設立、在「ボソニ、アアルスブルク」ルイナル「宗派」アルフィヌム孤兒院。歳費出八千「クロノス」なり。十八人の孤兒、資本金十一萬五千「クロノス」なり。

一千七百八十九年設立、在「ソリアン」「ベッス」加特力教孤兒院。「チャイレ、ベッス、アラソアル」夫人の創設にかゝり、現資本金二十八萬「クロノス」、歳費出一萬三千、在院者五十人あり。

一千八百十年設立、在「ベスマレム」「ダビット」孤兒院。「ダビット、ツォルネー」氏の創立にて現歳

費出二萬六千「クロンヌ」、在院者五十六人

一千八百二十二年設立、在「ブダペスト」「クレイ
マツ」社。「エテアンス、マイエル」氏之を創立し、
現資本金二十二萬「クロンヌ」、五百人の在院者、
歳費出二萬四千「クロンヌ」なり。

一千八百二十五年設立、在「ベツク」「カテドラル」
孤兒院。同地の僧正及法政市會之を創設し、
現資本金十一萬「クロンヌ」、歳費出一萬五千「ク
ロソヌ」、十八人の院生あり。

一千八百三十二年設立、在「ボツフニ」「ステリア
ニ」孤兒院。「ツアブ、ブラスコベツシ」氏の發起
にて育兒會を創立し、現資本金四十二萬「クロ
ソヌ」、歳費出三萬「クロソヌ」、在院者四十八人

一千八百三十三年設立、在「ツソルナ」「ウルラム」
英政孤兒院。歳費一萬八千「クロソヌ」、七十人
ノ院見あり。

一千八百四十一年設立、在「アラド」婦人協會孤
兒院。資本金九萬「クロソヌ」、二十七人の孤兒
及歳費六千「クロソヌ」なり。

一千八百四十二年設立、在「ベスト」以色列族何人
農工業研究會。本會は同地以族「コンシユン」の發
起に依り設立せられ、其の目的は農、工業振起の

爲め孤兒及孺兒を教育するにあり。而して現に四
百の在院者、四十萬「クロソヌ」資本金を有す。又
た徒弟育兒場之れに附屬し三十人の寄宿生を有し
以て同州の幼者に救助を與ふ。

監獄法令

○司法省訓令第六號 (三十四年九月二日)
本年法律第三十八號 監獄查看守退隱料及遣族扶助料
法ニ依り退隱料ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ヲ判任
官待遇以上ノ監獄官吏ニ任用シタルトキハ任用官
應ヨリ俸給額及俸給支給ヲ始ムル日及其ノ俸給ヲ
廢止シ又ハ増減シタルトキハ其額及其月日ヲ右法
律ニ依り給與ヲ行フ臺灣總督府縣長官ニ通報ス

會報

○寄贈書目

曆の祭り	冊	國史比學會
列國干涉論	冊	國史比學會
未來の光明	冊	國史比學會
佛敎信者の喜び	冊	國史比學會
日本道徳叢書第一篇	冊	國史比學會
孔子の徳育	冊	國史比學會
ちよくとくほん	冊	國史比學會
民事訴訟法々々	冊	國史比學會
刑事訴訟法々々	冊	國史比學會
各地金融界動搖始末	冊	國史比學會
衛生法	冊	國史比學會
下獄記	冊	國史比學會
小學修身叢書	冊	國史比學會
學生渡米案内	冊	國史比學會
日露海軍の將來	冊	國史比學會
佛敎倫理概論	冊	國史比學會

○維持會員入會報告 (監獄當局者外)

入會月日	會員種別	出金額	官職名	姓名	紹介者
七月七日	維持會員	一拾圓	大谷派札帳別院	三牧 眞 慶君	北海道地方部員
八月七日	特別會員	一拾圓	醫 士	草野 十 郎君	四五天數馬君
八月七日	取 扱 員	一拾圓	醫 士	日山 彦十郎君	大野勇次郎君
七月七日	維持會員	一拾圓	辯 護 士	日山 彦十郎君	兵庫地方部員
					西村 茂 範君

法律格言釋義	冊	大日本新法典協會
新法律字典	冊	大日本新法典協會
足尾鎮毒問題	冊	每日新聞社
高等小學修身書	冊	每日新聞社
司法省監獄第一回統計年數	冊	司法省監獄局
山陽鐵道案内	冊	山陽鐵道株式會社
助川高萩氣象案内	冊	日本鐵道株式會社
國際支那	冊	文 獻 社
平民死	冊	前田 長太君
神學地獄	冊	同
高片地獄	冊	同
演說教靈	冊	同
佛敎哲學之人生觀	冊	同
佛敎金言集	冊	同
三經之講義	冊	同
改悔文讀話	冊	同

○吊慰金贈與ノ部

故宮城縣集治監看守菊田朝之進氏ハ奉職滿八年八月餘傍ラ監獄協會ニ歸力シ其功勞不勝茲ニ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金八圓贈與ス
明治卅四年七月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

○慰勞金贈與ノ部

元宮城縣集治監看守 牛島正 元氏
奉職滿十五年四月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニヨリ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金四圓五十錢贈與ス
明治卅四年七月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元三重縣看守 川上常彌氏
奉職滿十年七月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓贈與ス
明治卅四年七月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元休職島根縣監獄書記 大川則義氏
奉職滿十九年九月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金五圓贈與ス
明治卅四年七月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元德賀縣看守 木俣宇入氏
奉職滿十一年五月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓三十錢贈與ス
明治卅四年七月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

元長野縣監獄署屬 渡邊助五郎氏
奉職滿十一年五月餘勤務上殊ニ功勞有之候趣地方部長ノ報告ニ依リ其成績ヲ考査シ本會規則第三條第九號第五項ニ該當スルモノト認メ金三圓三十錢贈與ス
明治卅四年七月十六日 監獄協會々頭 正三位勳二等 清浦奎吾印

雜報追加

○司法大臣の監獄巡視

(神奈川、埼玉二縣)
清浦司法大臣は嘗て監獄改良事業に對て銳意傾注せられつゝあるは夙に世人の諒とする所に於て目下餘熱は未だ盛なるの候然かも各般の政務多忙なるに拘はらず小河監獄事務官を隨へ本月九日神奈川縣監獄署を越て同日埼玉縣監獄署に赴き監房工場等を各詳細に巡視せられたり而して聞く所に依れば不日更に引續き近縣監獄署を巡視せらるゝ豫期なりと云ふ、想ふに將來監獄改良に關する當局政府の主義方針は蓋し近日召集せらるべき典獄會議に於て訓示若は指示せらるべきを信ずると同時に予輩は他日更に其詳細を讀者に報道するを怠らざるべし敢て監獄改良の前途多望なるを祝す

會告

○本月二十八日午后第一時ヨリ麴町區永樂町一丁目三番地本會ニ於テ第二回監獄協會總會相開候間會員諸君御繰合御出席被下度候
○前記ノ如ク總會相開候間本月ノ監獄茶話會ハ休會仕候
右及報告候也
明治三十四年九月二十日

監獄協會委員長

○本會雜誌發送方ニ就テハ會員諸氏ノ出入増減等御報告ニ基キ直ニ名簿訂正發送ノ際一モ錯誤ナカラ
○送ノ途中紛失若クハ御報告ト行違ヒ過不足相生シ候場合可有之ニ付其際ハ乍御手数數本會事務所宛御
○報被下度候
○典獄會議ノ爲メ御上京ノ會員諸君御宿所ハ前以本會事務所へ御一報被下度候
右及御報告候也

監獄協會

MAGAZINE

OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 9. September, 1901.

VOL. XIV.



CONTENTS.

Editorial :—

Invitation of Warden's Congress.....

Leading Articles :—

The Moderate Number of Prison.....Prison Commissioner S. OGAWA.
Imprisonment of Wayward Children, IV. ... OTOKICHI INNAMI.
The State of Taiwan Prison, II. MEIRIN TSUTSUI.

Miscellaneous :—

Address to Prison InspectorRŌKASEI UYEDA.
Abolishment of Clerk Assistant and Subordinate Warden ...
Miscellaneous Review, II. FUJIOUSEI.
Review on Criminal Statistics..... WADA.

Current Events.

Statistics.

Communications.

Foreign Notes.

Reformatory School in Hungary.....

Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi ku, Tokyo, Japan.

明治三十四年九月二十日

發行人兼編輯人
印刷所 東京市麴町區永樂町一丁目三五番地

惠 監 磯 磯
獄 村 村
愛 協 免 政
堂 會 貞 富